



中小企業 かごしま

平成 23 年 6 月号 (活性化情報第 1 号)

CONTENTS

1 特集 1

中小企業のための融資・助成・補助事業

32 特集 2

組合運営・管理に関する調査結果

37 特別寄稿 安心・安全を守る

建物やまちの安心・安全について

(株式会社武田建築事務所)

43 Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

最先端の印刷技術により オリジナルブランドを発信

(協業組合ユニカラー)

46 インフォメーション

「マル経資金」のご紹介
公正採用選考のお願い

47 中央会の動き

第 56 回中央会通常総会

51 業界情報 (平成 23 年 4 月情報連絡員報告)

53 倒産概況 (平成 23 年 5 月鹿児島県内企業倒産概況)

55 中央会関連主要行事予定

中小企業のための融資・助成・補助事業

鹿児島県内の各市町の融資・助成・補助事業をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	1	鹿屋市	7	枕崎市	8
出水市	9	薩摩川内市	10	阿久根市	13
伊佐市	15	指宿市	16	西之表市	16
日置市	17	曾於市	18	霧島市	19
いちき串木野市	21	南さつま市	22	志布志市	25
奄美市	25	垂水市	28	南九州市	29
始良市	29	さつま町	31		

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

※ 鹿児島県に関する融資・助成・補助事業については、下記ホームページでご参照下さい。

商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>

企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/index.html>

● 鹿児島市

● 鹿児島市中小企業融資制度

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者(創業支援資金を除く)に対して、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けていますので、ご利用ください。

主な申込要件

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実に認められること
- ③ 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- ④ 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

※ 銀行取引停止処分や保証協会の延滞・求償権のある人は申込みできません。

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

◇融資利率については、金融情勢により変動することがありますので、あらかじめお問い合わせください。

◇信用保証協会の保証料(表内の保証料補助)に対しては、市が補助しています。

◇各表内の注記については 6P に説明があります。

融資の対象にならない主な業種

農業、漁業、金融・保険業(損害保険代理業、生命保険代理店などを除く)
 バー、スナックなどの風俗営業(食事の提供を主目的とする飲食業を除く)

■協同組合等活性化資金

利用者	従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	組合 6,000 万円以内 組合員 3,000 万円以内 事業実績が 6 月未満の 組合 2,000 万円以内 組合員 1,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年 6 月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 1.9% 1 年超 3 年以内 年 2.1% 3 年超 7 年以内 年 2.4% 7 年超 年 2.5%
信用保証料率(注 9)	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として 1 人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

■大島紬緊急救済対策資金

利用者	売上不振等から不況に陥っている大島紬関係の、法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金
融資金額	組合 5,000 万円以内 組合員 2,000 万円以内
融資期間	3 年以内(1 年据置含)
償還方法	一括又は分割償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 1.9% (売上減 年 1.65%) 1 年超 年 2.1%
信用保証料率(注 9)	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として 1 人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

■産業振興資金

利用者	事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 1.9% 1 年超 3 年以内 年 2.1% 3 年超 7 年以内 年 2.4%

	7年超 年 2.5%
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	1/2(注 10)
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■短期事業資金

利用者	短期の運転資金が必要な方
資金使途	運転資金
融資金額	600万円以内 組合 1,000万円以内
融資期間	1年以内
償還方法	一括又は分割償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9%
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	1/2(注 10)
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■特別小口資金(責任共有対象外)

利用者	同一事業を1年以上経営している小規模企業者(注 1) 市県民税に所得割が課されている方 申込みのとき、保証協会の保証残高のない方(注 2)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,250万円以内
融資期間	7年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超 3年以内 年 2.05% 3年超 5年以内 年 2.25% 5年超 年 2.35%
信用保証料率(注 9)	無担保:年 0.65%
保証料補助	3/5
連帯保証人	不要
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■小規模企業支援資金(責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模企業者(注 1)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,250万円以内 (ただし、既存の保証残高との合計の範囲内とする)
融資期間	7年以内(1年据置含)

償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超 3年以内 年 2.05% 3年超 5年以内 年 2.25% 5年超 年 2.35%
信用保証料率(注9)	有担保:年 0.4%~2.1% 無担保:年 0.5%~2.2%
保証料補助	3/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■経営安定化資金(特定中小企業者)(1~6号:責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第4項第1号~8号に規定する特定中小企業者 (国のセーフティネット保証制度に対応)・・・(注3)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000万円以内
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% 1年超 3年以内 年 2.0% 3年超 5年以内 年 2.1% 5年超 7年以内 年 2.3% 7年超 年 2.4%
信用保証料率(注9)	1~6号:年 0.87% 7~8号:年 0.80%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■経営安定化資金(経済環境変化等)

利用者	経済環境の変化等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方(注4)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000万円以内
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% 1年超 3年以内 年 2.0% 3年超 5年以内 年 2.1% 5年超 7年以内 年 2.3% 7年超 年 2.4%
信用保証料率(注9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■環境配慮促進資金

利用者	<ul style="list-style-type: none"> ● ISO14001 の認証取得に資金が必要な方 ● 低公害車(ハイブリッド、電気、天然ガス自動車)を購入する方 ● 太陽光発電施設や公害防止施設の設置等に資金が必要な方 ● ISO14001、エコアクション 21、KES、市環境管理事業所の認証等を取得している方で、事業資金が必要な方 										
資金使途	運転資金・設備資金										
融資金額	3,000 万円以内										
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年据置含)										
償還方法	元金均等による月賦償還										
融資利率 (融資期間に応じて)	<table> <tr> <td>1 年以内</td> <td>年 1.90%</td> </tr> <tr> <td>1 年超 3 年以内</td> <td>年 2.05%</td> </tr> <tr> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>年 2.25%</td> </tr> <tr> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>年 2.35%</td> </tr> <tr> <td>7 年超</td> <td>年 2.45%</td> </tr> </table>	1 年以内	年 1.90%	1 年超 3 年以内	年 2.05%	3 年超 5 年以内	年 2.25%	5 年超 7 年以内	年 2.35%	7 年超	年 2.45%
1 年以内	年 1.90%										
1 年超 3 年以内	年 2.05%										
3 年超 5 年以内	年 2.25%										
5 年超 7 年以内	年 2.35%										
7 年超	年 2.45%										
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%										
保証料補助	4/5										
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)										
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫										

■災害対策資金

利用者	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災や風水害などの災害を受けた方 ● 桜島降灰のため、経営に影響を受けている方で、特に市長が認める方(注 5) 										
資金使途	運転資金・設備資金										
融資金額	1,500 万円以内										
融資期間	運転 7 年以内(2 年据置含) 設備 10 年以内(3 年据置含)										
償還方法	元金均等による月賦償還										
融資利率 (融資期間に応じて)	<table> <tr> <td>1 年以内</td> <td>年 1.9%</td> </tr> <tr> <td>1 年超 3 年以内</td> <td>年 2.0%</td> </tr> <tr> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>年 2.1%</td> </tr> <tr> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>年 2.3%</td> </tr> <tr> <td>7 年超</td> <td>年 2.4%</td> </tr> </table>	1 年以内	年 1.9%	1 年超 3 年以内	年 2.0%	3 年超 5 年以内	年 2.1%	5 年超 7 年以内	年 2.3%	7 年超	年 2.4%
1 年以内	年 1.9%										
1 年超 3 年以内	年 2.0%										
3 年超 5 年以内	年 2.1%										
5 年超 7 年以内	年 2.3%										
7 年超	年 2.4%										
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%										
保証料補助	全額										
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)										
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫										

■創業支援資金

利用者	市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が 6 月未満の方も対象)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,000 万円以内(うち運転資金は 700 万円以内) ただし必要額の 80%以内(注 7)
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年 6 月据置含)

償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超 3年以内 年 2.05% 3年超 5年以内 年 2.25% 5年超 7年以内 年 2.35% 7年超 年 2.45% (注 8)
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	2/3
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

■新事業展開支援資金

利用者	同一事業を1年以上営んでいる方で、次のいずれかに該当する方 事業転換や多角化をするための資金が必要な方 市内において新規雇用を伴う事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行うために資金が必要な方 (注 6)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	(転業・多角化)1,200 万円以内 (事業拡大)3,000 万円以内
融資期間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超 3年以内 年 2.05% 3年超 5年以内 年 2.25% 5年超 7年以内 年 2.35% 7年超 年 2.45%
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	2/3
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

(注 1) 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業は 5 人)以下の事業者です。

(注 2) 残高の完済を条件に融資を申し込むことができます。

(注 3) 大型倒産や取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注 4) 経済環境変化等の申込みには、市長の認定を要します。

(注 5) 桜島地域に事業所がある方に限ります。また、申込みには、市長の認定を要します。

(注 6) 移転、増設等は対象となりません。

(注 7) 開業業種に係る事業従事経験が 3 年未満の方の融資金額は自己資金と同額以内となります。(ただし、法律に基づく資格や特許等をいかして事業を開始する方の融資金額は、必要額の 80%以内です。)

(注 8) 創業支援資金の融資を受ける方に対しては、当初 12 か月以内の支払利子相当額を補助します。(上限 30 万円。平成 24 年 3 月 31 日までに融資が実行されたものに限る。)

(注 9) 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者等は、年 0.1%の割引があります。

(注 10) 保証料率が年 1.25%以上の場合は、年 0.6%で算出した保証料相当額を補助します。

(注 11) 鹿児島県信用保証協会の定める取扱いとします。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 商工総務課 TEL 099-216-1324(直通) FAX 099-216-1320

● 鹿 屋 市

■鹿屋市中小企業資金利子補給金

目的	市内商工業者の経営の安定を図るため、鹿屋市中小企業資金利子補給金の対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の利子の一部を補給する。
対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所又は事業所を有していること ・鹿屋商工会議所、輝北町商工会、串良町商工会または吾平町商工会の経営指導を受け、かつ、市税を完納しているもの
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県中小企業制度資金 ・株式会社日本政策金融公庫制度資金 (普通貸付、経営改善貸付及びセーフティネット貸付に限る) ・商工貯蓄共済制度資金 (積立金の範囲内の資金は、除く)
利子補給期間	融資実行日から3年間以内
利子補給金額	返済利率のうち 1.5%分に相当する額
限度額	1事業所あたり 40 万円
手続き方法	商工会議所または商工会へ届出書及び交付申請書を提出して下さい。

■鹿屋市空き店舗活用促進事業補助金

目的	新たに創業を目指す者の新規開業及び魅力ある専門店等の出店を行う者に対し、鹿屋市空き店舗活用促進事業補助金を交付し、鹿屋市の商店街活性化を支援します。	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等(鹿屋市商店街連合会加盟の商店街・通り会及びその他地域商店街の活性化に取り組む団体) ・商工会(輝北町商工会、串良町商工会及び吾平町商工会) ・商店街等及び商工会の同意を受けた個人等 ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 	
対象事業	・空き店舗を新たな事業の実施の拠点又は不足業種補完のための活動の拠点として活用する事業	
対象としない事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市内で移転する事業 ・仮店舗として出店する事業 ・倉庫及び事務所として活用する事業 ・夜間のみ営業店舗事業 ・政治活動又は宗教活動に関する事業 ・公序良俗に反する事業 	
対象経費及び補助金額	店舗改装費	対象経費の2/3以内とし、500,000 円を上限とする。
	空き店舗の家賃等(来客用駐車場代を含み、敷金及び礼金は除く。)	対象経費の1/2以内とし、月額 50,000 円を上限とする。
	誘致宣伝広告費	対象経費の2/3以内とし、300,000 円を上限とする。
申込先	鹿屋市商工振興課	

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿屋市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0994-31-1164 (直通)

● 枕崎市

■企業誘致促進補助金制度

企業誘致促進補助金の交付を受けるには、枕崎市工業団地分譲基準を満たし、なおかつ次の条件を満たす必要があります。

1. 新規地元雇用者を11人以上雇用する必要があります

事業所の新設及び増設に伴って増加する新規地元雇用者数が11人以上必要です。(ただし、ソフトウェア業・研究開発施設については6人以上。また、4年制大学・総合保養地域整備法に基づく特定民間施設の事業の用に供する施設については、30人以上)

2. 設備投資額について

一定額以上の設備投資が必要です。設備投資額については、業種ごとに必要額が定めてあります。

3. 補助金額

新規地元雇用者数×30万円+設備投資額×2/100(2千万円限度)を補助いたします。

【上記について詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 企画調整課 企画調整係 TEL 0993-72-1111(内線 226)

■枕崎市中小企業振興資金融資制度

対象者	市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き6月以上経営している中小企業者であること。 融資の申込みのときまでに納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。		
資金の使途	運転資金及び設備資金		
融資額	1企業あたり600万円以内	融資期間	5年以内
融資利率	・ 融資期間が1年以内の融資:年1.9%以内 ・ 融資期間が1年を超えて3年以内の融資:年2.1%以内 ・ 融資期間が3年を超えて5年以内の融資:年2.4%以内		
償還方法	一括又は分割返済		
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要(ただし、特に必要と認める場合においては、保証協会が認める者の中から立てる場合があります。)		

■枕崎市中小企業借入金信用保証料補助

対象者	本市に1年以上居住し、現に事業を営む者で鹿児島県信用保証協会が保証する枕崎市中小企業振興資金を借り入れた者。
補助率	信用保証料の3分の1以内
補助期間	資金の借入れを受けた月から5年以内

【上記について詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 水産商工課 商工観光係 TEL 0993-72-1111(内線 462)

● 出水市

<融資制度>

■出水市中小企業振興資金融資制度

目的	市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、市内中小企業の振興を図ること
対象者	① 中小企業基本法に定める中小企業者 ② 市内に住所又は事業所を有し、同一事業を6か月以上経営している者 ③ 納期の到来している市税を完納していること
対象用途	運転資金、設備資金
融資金額	小口資金・・・500万円以内 経営安定特別資金・・・3,000万円以内
融資期間	小口資金・・・5年以内 経営安定特別資金・・・10年以内 (いずれも1年以内の措置期間を含む)
融資利率	2.6%
保証人等	① 原則として2人 ② 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
取扱金融機関	鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、南日本銀行、熊本ファミリー銀行、鹿児島興業信用組合の市内各支店
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

<助成制度>

■出水市中小企業対策資金利子補給金

概要	中小企業の振興を図るため、資金を借り入れた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する
対象経費	出水市中小企業振興資金を借り入れた者について、毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子
利子補給率	1.2% 但し、条件等により利子補給率が変わる場合もあるので相談して下さい。
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

■出水市中小企業借入金信用保証料補給金

概要	中小企業の育成強化を図るため、資金を借り入れたものに対し、予算の範囲内において保証料補給金を交付する
対象者	出水市中小企業振興資金または鹿児島県中小企業振興資金を借り入れた者で、鹿児島県信用保証協会の保証を受けた者
保証料補給率	出水市中小企業振興資金を借り入れた者 保証料の2分の1以内 鹿児島県中小企業振興資金を借り入れた者 保証料の6分の1以内
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

出水市役所 商工労政課 TEL 0996-63-2111(内線 337)

● 薩摩川内市

■ 薩摩川内市中小企業対策利子補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (中小企業振興資金、小規模企業活力応援資金、特別小口資金、地球温暖化対策資金、かごしま産業おこし資金、観光かごしまよかとこ資金) 日本政策金融公庫 (普通貸付、小規模事業者経営改善資金、新創業融資制度)
補助対象者	川内商工会議所または薩摩川内市商工会の斡旋(あっせん)により上記制度融資を受けた中小企業者など(※市税を滞納していないことが条件です。)
交付期間	融資決定日の属する月の翌月から起算して3年を限度
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり1,000万円以内
補助率	100%(平成23年12月末融資決定分まで)
申込先	川内商工会議所または薩摩川内市商工会

■ 薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (セーフティネット対応資金など) 各金融機関の事業者向け融資資金
補助対象者	次のいずれにも該当することが必要です。 ・中小企業信用保険法に基づき、薩摩川内市長が「特定中小企業者」に認定した中小事業者であること ・平成24年3月31日までに決定(実行)された融資資金であること ・薩摩川内市中小企業対策利子補助金に関する手続きをとっていない融資であること ・市税を滞納していないこと
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり500万円以内
補助率	100%(ただし100円未満は切り捨て。平成24年3月末日融資決定(実行)分まで)
申込先	薩摩川内市商工振興課

■ 薩摩川内市中小企業元気づくり補助金

市内で事業を営んでいる中小企業の方々の社員研修、製品宣伝活動、研究開発、知的財産権に関する申請などの経費について、その負担軽減と経営の安定化を図るために、「中小企業元気づくり補助金」制度を設けています。

経費の種類	該当するものなど	補助率	補助金額
社員研修経費	ポリテクカレッジ川内、川内技術開発センター、中小企業大学校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費(旅費・研修負担金)で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1/2以内	10万円以内

製品宣伝活動経費	見本市や展示会出展のブース代、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの（※販売を伴うものは除きます。）	補助対象経費の1/2以内	30万円以内
研究開発経費	大学などと共同での研究開発に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの		50万円以内
知的財産権申請経費	特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関する申請に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの		70万円以内

補助金額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

補助金は、いずれも100円未満切捨て。

○補助対象の要件

次のいずれにも該当していることが条件です。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、薩摩川内市内において生産・開発をおこなっている事業所であること

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

1. 資本金3億円以下かつ常勤の従業員が300人以下で、製造業、建設業、運輸業、その他の業種（2～4を除く）に属する事業を主に営んでいる会社および個人。
2. 資本金1億円以下かつ常勤従業員数が100人以下で、卸売業に属する事業を主に営んでいる会社および個人。
3. 資本金5千万円以下かつ常勤従業員数が100人以下で、サービス業に属する事業を主に営んでいる会社及び個人。
4. 資本金5千万円以下かつ常勤従業員数50人以下で、小売業に属する事業を主に営んでいる会社および個人。

- (2) 国・県の補助制度を利用しないものであること

- (3) 市税を滞納していないこと

○申請の流れ

申請は次の手順で行って下さい。

- (1) 補助の対象となっている経費の支出を伴う活動（研修、パンフレット製作、開発研究、特許申請など）をおこなう前に、あらかじめ、下記にご連絡ください。

- (2) ご連絡いただく内容⇒実施時期、補助対象事業内容、人数、支払予定金額

上記活動の終了後1か月以内に、下記書類を添付して補助金申請を行ってください。

社員研修の場合	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金等交付申請書 (2) 市税完納証明書 (3) 補助金請求書 (4) 研修実施計画のわかる書類 (5) 研修修了証書 (6) 研修費用のわかる書類
製品宣伝活動の場合	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金等交付申請書

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 市税完納証明書 (3) 補助金請求書 (4) 出展した展示会などのパンフレット・リーフレットなど (5) 活動風景を撮影した写真 (6) 製品宣伝活動費用のわかる書類
研究開発の場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金等交付申請書 (2) 市税完納証明書 (3) 補助金請求書 (4) 研究開発の概要を記載したチラシ、パンフレットなど (5) 研究風景や活動成果を撮影した写真 (6) 研究開発費用のわかる書類
知的財産権申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金等交付申請書 (2) 市税完納証明書 (3) 補助金請求書 (4) 知的財産権に関する申請書類の写し (5) 知的財産権に関する申請時に支払った費用のわかる書類

- ・「(1) 補助金等交付申請書」および「(3) 補助金請求書」は、ホームページからダウンロードしてください。
- ・「(2) 市税完納証明書」は、市役所本庁または各支所税務窓口で補助金申請に添付する書類として申請してください。無料発行します。
- ・複数の活動に関する補助金申請をする際は、次の書類をまとめることができます。それ以外の書類は各活動ごとに添付してください。(1) 補助金等交付申請書、(2) 市税完納証明書、(3) 補助金請求書
- ・各活動費用のわかる書類は、払込計算書・領収書などを添付してください。
- ・補助金請求書の日付は未記入としてください。

■農商工連携チャレンジ起業支援補助金

目的	<p>地域雇用が厳しい中、新たに、市内で生産される農林水産物を使用し、加工品を製造・販売するため新たに雇用を創出する事業者に対し、その創業を支援するため助成金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「新たに」 <ul style="list-style-type: none"> ・新規創業であること。 ・既存の事業者の場合でも、施設設備の増設及び新規雇用が発生すること。 ・既存の事業者の場合、既存の施設設備で新製品の製造をする場合、そのための雇用が発生すること。 (2) 「農林水産物」 <ul style="list-style-type: none"> ・特に重点7品目、その他海産物等も含む。 (3) 「製造・販売」 <ul style="list-style-type: none"> ・加工品の製造及び販売活動を行うこと。
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・販売活動にはきちんとした販売ルート・販売計画があること。 (4)「雇用」 <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークを通じた失業者の雇用を行うこと。
補助対象者	本市の区域内で事業を営む雇用保険適用事業者。
補助対象	(1) 創業支援分 地域再生中小企業創業助成金及び地域求職者雇用奨励金の事業計画で、労働局に認定された設備経費及び人件費 (2) 新製品開発支援分 新製品開発に伴う新規雇用人件費
補助金の額	(1) 創業支援分 施設整備経費の1/2 (限度額200万円) (2) 新製品開発支援分 新規雇用人件費一人当たり30万円(限度額300万円)
交付申請	事業確定の翌日から起算して1か月以内に次に掲げる書類を添えて申請。 (1) 事業計画, 事業実施の事実を証する書類 (2) 事業実施に係る費用を証する書類 (3) 離職者の雇用を証する書類 (4) 地域再生中小企業創業助成金及び地域求職者雇用奨励金の認定通知書の写し。ただし、新規雇用人件費のみの場合は不要。 (5) 市税の完納を証する書類

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

薩摩川内市役所 商工政策部 商工振興課 TEL 0996-23-5111(内線 4321)

● 阿久根市

< 中小企業振興に関する融資・助成制度 >

■ 阿久根市中小企業振興資金

【融資対象者】

次の(1)、(2)いずれの要件にも該当する方です。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し、融資あっせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。
- (2) 融資あっせん申込時まで、納期の到来している市税等を完納していること。

【融資申込先】

阿久根商工会議所 (電話 0996-72-1185)

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

資金の種類 (用途)	融資 限度額	貸付利率	期間 (うち据置期間)	保証人等
季節資金 (運転資金)	100 万円	2.90%	90 日以内	原則として 2 人以上
小口資金 (運転資金)	※ 1,000 万円	1 年以内 2.90% 1 年超 3 年以内 3.10% 3 年超 5 年以内 3.40%	※ 7 年以内	原則として 個人不要

(設備資金)		5年超7年以内	3.60%	(1年以内)	法人・・・代表者のみ
地場産業振興 資金(設備資 金)	2,000万円	1年以内	2.90%	10年以内	鹿児島県信用保証協会 の信用保証付
		1年超3年以内	3.10%	(1年以内)	
		3年超5年以内	3.40%		
		5年超7年以内	3.60%		
		7年超10年以内	4.00%		

※印については、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの特例措置です。(本来は融資限度額が500万円、期間が5年)

■阿久根市中小企業振興資金利子補助金

補助対象経費	利子補助率	補助額
阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)の融資を受けた金融機関に毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子	2%÷上記貸付利率	補助対象経費×利子補助率 ※100円未満切り捨て

■阿久根市中小企業借入金信用保証料補助金

補助対象経費	補助額
鹿児島県信用保証協会の保証する次に掲げる資金の融資に係る保証料 (1) 阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く) (2) 鹿児島県中小企業振興資金のうち次に定める金額以下の資金 ア 運転資金 1,000万円 イ 設備資金 2,000万円	○(1)の場合、融資を受けた日から1年以内の保証料の全額及び2年目から融資期間満了までの保証料の25%以内の額 ○(2)の場合、融資を受けた日から融資期間満了までの保証料の25%以内の額 ※(1)、(2)ともに100円未満切り捨て

<企業立地に関する優遇制度>

■阿久根市企業立地促進補助金

工場等を設置する企業に対し、用地取得費等の一部を助成します。(市との事前協議が必要です。)

対象業種	適用要件 (注1)	補助額の算定方法	限度額
製造業 及び ソフト産業	設備投資額 特になし 雇用増 5人超	・用地取得費×25%(注2) ・ソフト産業 専用回線使用料×25% ・ " 土地・工場賃借料×25% +10万円×増加雇用者数	用地取得補助 2,500万円 ソフト産業施設補助 2,500万円 雇用促進補助 500万円 ※設備投資額の10%以内

注1) 製造業は用地取得後3年以内に操業開始することが要件。ソフト産業は営業開始から3年以内が補助期間となります。

注2) 指定地。認定地は、20/100となります。

■条例に基づく固定資産税の課税免除・不均一課税等

製造業等の用に供する生産等設備を新設又は増設した場合、固定資産税を減免します。

対象業種	税の種類 (注1)	地域指定	措置の種類 (注2)	適用要件
製造業	固定資産税	過疎地域	課税免除	設備等の取得価額

旅館業 ソフトウェア業				2,500 万円超
製造業 道路貨物運送業 こん包業、卸売業	固定資産税	原子力発電 施設等立地 地域	不均一課税	設備等の取得価額 2,700 万円超 雇用増 15 人超（製造業を除く）

注1) 固定資産税の減免の適用が受けられる場合、県税(事業税及び不動産取得税)においても同様の措置が適用されます。

注2) 課税免除及び不均一課税(税率軽減)は、いずれも3年間です。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

阿久根市役所 水産商工観光課 TEL 0996-73-1211(内線 1112)

● 伊 佐 市

■伊佐市商工振興資金利子補給補助金

概要	市内商工業の振興を図るため、商工業者がその事業に必要な資金を伊佐市商工会及び各生活衛生同業組合(経営特別指導員を有する組合に限る)を通じて、金融機関から借り入れた商工業振興資金に対して補助する利子補給に係る補助金である。借入初年度に限り、その利子の一部を補助する。
対象制度資金	補助金の対象となる資金の種類は下記のとおり (1) 鹿児島県制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金
資金用途	設備・運転資金
補助率	補助対象事業額(借入額)の1.5%以内
助成額	補助対象事業額(借入金)に上記補助率を乗じて得た額。ただし、限度額は年度内1事業者当たり上限30万円とする。
補助対象	(1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有していること。 (2) 商工会等の会員であること。 (3) 商工会等の金融斡旋に基づく資金の借入であること。 (4) 市民税・固定資産税等の滞納がないこと。 (5) 上記概要に趣旨が一致していること。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

伊佐市役所 地域振興課 商工観光係 TEL 0995-23-1311(内線 1252)

● 指 宿 市

■指宿市商工業制度資金利子補給助成金

概要	市内に住所及び事業所を有する中小企業者で、商工会議所及び商工会の会員が、商工会議所等を通じて制度資金を利用した場合に対して助成するものとする。ただし、市税等の滞納がない者とする。
対象制度資金	助成の対象となる制度資金は次のとおりとする。但し、借入期間が1年未満のものは除く。 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金(教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く) (3) 商工貯蓄共済融資制度資金(積立金の範囲内の資金は除く)
助成金の交付制限等	助成金は単年度限り。毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対して交付するものとする。
助成率	当該期間に融資を受けた総額の1%以内(ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率)とし、1事業者への助成額は、20万円を限度とする。 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

指宿市役所 産業振興部 商工水産課 (商工運輸係) TEL 0993-22-2111 (内線 312)

● 西 之 表 市

■中小企業振興資金融資

目的	西之表市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、中小企業の振興を図る
融資対象者	市内に6か月以上住所・事業所を有し、引き続き6か月以上経営している中小企業者
申込先	西之表市商工会
融資金額・期間	融資金額 500万円 融資期間 5年以内(1年以内の据置期間含む)

■中小企業振興資金信用保証料補助金

目的	中小企業振興資金を借り入れた者に対し予算の範囲内において、中小企業の振興資金信用保証料補助金を交付し中小企業の育成強化振興を図る
融資対象者	市内に6か月以上居住し現に企業を営んでいるもので、西之表市及び鹿児島県中小企業振興資金の融資を受け、鹿児島県信用保証協会の保証を受けている者
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の証明書 交付申請日 毎年3月(ただし年度途中申請あり) 融資を受けた日から1年以内
補助金交付申請	交付申請書を西之表市長に提出をする
補助金額	西之表市中小企業振興資金 保証料の40%以内 鹿児島県中小企業振興資金 保証料の20%以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

西之表市役所 経済観光課 商工政策係 TEL 0997-22-1111(内線 271)

● 日 置 市

■商工業制度資金等利子補給補助金

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住の商工業者 ・ 市外の事業者については、市内に事業所を有し、日置市商工会に加入している商工業者
1.資金名	商工会を通じて借り入れた各種制度資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県信用保証協会を通じての県制度資金 ・ 日本政策金融公庫の普通貸付、経営改善貸付資金、環境衛生貸付資金 ・ 鹿児島県商工会連合会の制度資金としての商工貯蓄共済貸付制度等
2.資金種別	設備資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内において店舗改装又は機械備品の購入等(屋号なき車両を除く)事業経営に必要な設備投資(造成費を含む)を行うため借り入れた資金。(ただし、用地費及び住居部分についての借り入れは、対象としない) 運転資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内において事業を行うための資金で、借替にあたる資金は対象としない。
借入額返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借上額が上記 1.2.に掲げる区分ごとに 1 件につき 100 万円以上で、かつ返済期間が 36 月以上
補助率及び補助対象限度額	融資利率を上限とし、 設備投資が借入額の 2%以内 運転資金が借入額の 1.5%以内 補助対象限度額は、 設備投資が 2,500 万円 運転資金が 2,000 万円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関が発行する借入金明細証明書 ・ 委任状 ・ 設備投資の実施を確認できる書類(事業が完了している場合にあつては、写真及び領収書の写し。事業の完了していないものにあつては、契約書等の写し) ※設備投資資金のみ
提出先	日置市商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

日置市役所 総務企画部 商工観光課 TEL 099-273-2111

● 曾 於 市

■曾於市商工会員の設備投資に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工会員が市内での購買意欲向上を図るため、施設設備の新設及び改造に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、本市商業の発展を期することを目的とする。
補助対象とする施設設備	(1)店舗の新築及び増改築 (2)営業用貨物自動車(軽貨物及びライトバンを含む。)の購入。ただし、営業用である旨の表示をしたものに限る。 (3)陳列ケース等販売対策設備の購入及び改造
補助資格	(1)販売対策に意欲のあること。 (2)本市に住所を有していること。 (3)曾於市商工会(以下「商工会」という。)に加入し、かつ、商工会による経営指導を受けていること。 (4)営業所得が総所得の50パーセントを超えていること。 (5)税の滞納のないこと。
補助金額	(1)補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息の50パーセントとし、3か年に分けて補助する。 (2)前項に規定する補助金の額は、1商工会員当たり1件100万円を限度とする。 (3)第1項に規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

■曾於市商工会員の経営改善資金に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工会員が、経営の安定及び向上を図るための経営改善に要した借入金(以下「運転資金」という。)の償還利子の一部を補助することにより、商工業の発展を期する。
補助対象	経営改善のために要した借入金とする。
借入資格	(1)経営の安定及び経営改善に意欲があること。 (2)本市に住所を有していること。 (3)曾於市商工会(以下「商工会」という。)に加入し、かつ商工会を通じて借り入れていること。 (4)営業所得が、総所得の50パーセントを超えていること。 (5)税の滞納のないこと。
補助金額	(1)補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息とし、3年に分けて補助する。 (2)規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

曾於市役所 末吉支所 経済課 TEL 0986-76-8808

● 霧 島 市

■霧島市商工業資金利子補給補助金

目的	市内商工業者の育成及び商工業の振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、規則に定めるところにより利子補給補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	市内の商工業者で、霧島商工会議所、霧島市商工会に加入し、かつ、市税を完納している会員が、商工会議所又は商工会を通じて利用した次に掲げる制度資金とします。 1. 鹿児島県制度資金 2. 日本政策金融公庫 3. 商工貯蓄共済制度資金 ※但し、前項に掲げる制度資金のうち、次に該当する資金は対象としません。 1. 借入期間1年未満の資金 2. 商工貯蓄共済制度資金のうち積立金の範囲内の資金 3. 霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金の交付対象となる資金
補助対象期間	補助金は、単年度補助とし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対し交付します。
補助率及び利子補給対象借入限度額	一事業者の利子補給対象借入限度額は2,000万円とします。平成20年12月10日から平成23年12月31日までに融資を受けたかたの補助率は、借入金額の2%（1,000円未満切り捨て）です。（通常の補助率は1%）
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所又は商工会
申請書類	提出していただく書類等については以下のとおり。 ※申請書類については商工会議所及び商工会にあります。 ・ 委任状（商工会議所及び商工会が一括して申請等を行なうため必要になります） ・ 借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し ・ 市税の滞納がないことを証する書類（市の発行する滞納なし証明等） ・ 融資実行日が確認できる書類（支払明細書等）
提出期間	商工会議所、商工会の定める日までに申請して下さい。

■霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金

目的	台風、豪雨、洪水、地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、災害復旧のために借入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	県内における災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、市町村長、消防署長等の被災証明を受け、災害発生の日から概ね6月以内で、災害の都度、市長が定める期間において災害復旧の目的で借入申込みを行った次の資金とします。

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金 2. 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する緊急災害対策資金 3. 県内市町村制度資金 								
補助対象期間	償還開始(支払利息開始のみを含む。)の日の属する月から起算して5年間とし、各年度ごとに、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った災害復旧資金に係る支払利息について申請するものとします。								
補助率及び利子補給対象借入限度額	<p>補助率は、次の各融資金額区分ごとに算出した額とし、100円未満は切り捨てるものとします。なお、1事業者の利子補給対象借入限度額は1,500万円とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>年1.80%</td> </tr> <tr> <td>200万円超600万円以下</td> <td>年1.35%</td> </tr> <tr> <td>600万円超1,500万円以下</td> <td>年0.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助率が融資利率を上回る場合の補助率は融資利率と同率とします。</p>	融資区分	補助率	200万円以下	年1.80%	200万円超600万円以下	年1.35%	600万円超1,500万円以下	年0.90%
融資区分	補助率								
200万円以下	年1.80%								
200万円超600万円以下	年1.35%								
600万円超1,500万円以下	年0.90%								
申請書提出先	商工振興課に、補助計算期間(前年度の1月1日から当該年度の12月31日まで)の翌年の2月5日までに提出してください。								
申請書類	<p>申請時必要な書類は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書(第1号様式(第5条関係)) ・ 中小企業災害復旧資金利息支払証明願(第2号様式(第5条関係)) ・ 災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・ 事業報告書(第3号様式(第5条関係)) ・ 市長が必要と認める書類 								

■霧島市商店街活性化事業補助

目的	本市商工業の活性化を図るため、予算の範囲内において交付する霧島市商店街活性化事業補助金について必要な事項を定め、もって本市の商工業の振興及び整備に寄与することを目的とする。
補助対象者	<p>補助対象者は本市内各通り会等の会長とする。なお、通り会とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小売業・飲食業・その他サービス業等の店舗により、ほぼ連続した形で商店街が形成されている通りの商店主等で組織された団体 2. 会員の総意に基づく会則・規則等が整備されていること 3. 会員の総意に基づく予算書・決算書等が調整され、健全な運営が継続してなされていること 4. 役員体制が確立されていること
申請窓口	<p>商工観光部 商工振興課</p> <p>※申請にあたっては、事前に担当課窓口までご相談ください。</p>

補助対象事業等	<p>計画策定・調査事業等</p> <p>勉強会・研修会等又はイベントの実施に要する費用で適当と認められるもの。(ただし、初年度限りの補助とする)</p> <p>補助限度額:1 通り会 1 事業あたり 60 万円</p> <p>施設整備事業</p> <p>街路灯及びイルミネーション等の新設、又は修繕に要する費用で適当と認められるもの。(スポンサー付広告灯・防犯灯については補助対象外)</p> <p>補助限度額:1 通り会 1 事業あたり 600 万円</p>
補助率	50%以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

霧島市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0995-45-5111(内線 2511・2512)

● いちき串木野市

■いちき串木野市商工振興資金利子補助制度

目的	<p>平成 23 年 4 月 1 日に、商工会議所や商工会を通じて県や日本政策金融公庫などの制度資金を借り入れた中小企業者の経営の安定化のため、利子の1%を補助する制度が創設されました。これまでは県などの制度資金を借り入れた際、利子補助を受けることができたのは旧市来町地域の小規模企業者に限られていましたが、対象地域を串木野地域も加え全市に拡大すると共に、対象事業者も中小企業者へと拡大しております。</p>
対象となる制度資金	<p>(1)いちき串木野商工会議所又は市来商工会を通じて借り入れたものであること。</p> <p>(2)借入額が 100 万円以上で、かつ、事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。</p> <p>(3)借入期間が3年以上であること。</p> <p>(4)次の制度資金であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県信用保証協会の保証を受けた鹿児島県中小企業融資制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済融資制度資金 <p>※制度資金の借換えの場合について</p> <p>新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額が対象となります。</p> <p>例)当初 1,000 万円借入。返済で元本額が 600 万円までになった。借換で 1,000 万円借りたとしたら 600 万円を越える 400 万円が対象となる。</p>
補助対象事業等	<p>本制度資金を借り入れた者であって、次のいずれにも該当するものとします。</p> <p>(1)市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条に規定する中小企業者</p> <p>(2)市税の滞納がない者</p>

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

いちき串木野市役所 商工観光課 TEL 0996-33-5638 FAX 0996-32-3124

● 南さつま市

■南さつま市中小企業小口資金融資制度

目的	市内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるものをいう。)の事業に必要な小口資金を融資し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。
取扱金融機関	次の各号に掲げる市内の区域に応じ、それぞれ当該各号に掲げる市に所在する鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫又は鹿児島興業信用組合の支店を通じて行うものとする。 (1) 坊津地域 南さつま市又は枕崎市 (2) 金峰地域 南さつま市又は日置市(同市吹上町の地域に限る。) (3) 前2号以外の地域 南さつま市
融資対象者	(1) 市内に住所を有し、原則として同一業種(鹿児島県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に限る。)の事業を引き続き1年以上経営している中小企業者であること。 (2) 融資申込みのときまでに納期の到来している市税を完納していること。
資金使途	経営資金
限度額	1企業あたり500万円以内
融資の期間	5年以内(うち、据置き6か月以内)
融資の利率	鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(昭和47年鹿児島県告示第1218号)別表第1中小企業振興資金の項中に定める利率
償還の方法	一括(融資期間1年以内の融資に限る。)又は分割返済
連帯保証人	法人の代表者。ただし、協会が他に必要と認める場合は、協会が認める者の中から立てるものとする。
融資申込み	融資を受けようとする者は、小口資金借入申込書に市税納税証明書及び取扱金融機関が必要とする書類を添え、毎月10日までに管轄する商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)に申し込むものとする。
その他	この制度による融資については、すべて協会の信用保証に付するものとし、保証料は、協会の定めるところによる。

■南さつま市中小企業借入金信用保証料補助金

目的	市内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に係る信用保証料の負担の軽減を図り、もって市内中小企業の育成強化及び商工振興に寄与することを目的とする。
信用保証料の補助	本市に1年以上住所又は事業所を有し、現に事業を営む者で、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に規定する資金に係る信用保証料に相当する額を補助するものとする。 (1) 南さつま市中小企業小口資金を借り入れた者
補助金の申請	補助金の申請をしようとする者は、融資資金を借り入れた日から3か月以内に信用保証

	料補助金交付申請書を商工会議所又は商工会を通じて市長に提出しなければならない。
補助金の請求	補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知書の写しを添付し、商工会議所又は商工会を通じて、速やかに市長に請求しなければならない。

■南さつま市商工振興資金利子補給補助金

目的	商工業者の経営の安定を図り、もって市内商工業の育成及び振興に寄与することを目的とする。
補助対象	次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、制度資金の借換えの場合にあつては、新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額を対象とする。 (1) 商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)を通じて借り入れたものであること。 (2) 事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。 (3) 借入期間が3年以上であること。 (4) 県信用保証協会の保証を受けた県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金又は商工貯蓄共済融資制度資金であること。
補助対象者	(1) 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者 (2) 商工会議所等の会員 (3) 市税の滞納がない者
補助対象となる制度資金の融資実行期間	補助の対象者が補助を受けようとする年度(以下「補助年度」という。)の前年度の1月1日から補助年度の12月31日までの期間に融資の実行を受けたものとする。
補助金額及び交付限度額	補助金の額は、前条の借入期間に借り入れた制度資金の額に2パーセント(借入利率が補助率を下回る場合にあつては、当該借入利率)を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、一補助年度における補助金の額は、50万円を限度とする。
補助金の交付申請	補助金の交付を受けようとする者は、商工会議所会頭又は商工会長を代理人として委任し、商工会議所会頭等は、商工振興資金利子補給補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、補助金交付申請の提出期限は、補助年度の3月31日とする。 (1) 委任状 (2) 金融機関が発行する借入金明細証明書 (3) 補助金申請額明細表

■南さつま市企業立地促進補助金

目的	本市内に事業所を新設し、若しくは増設し、又は既存の事業所を移転しようとする者に対し、企業立地を促進するため補助金の交付措置を行い、もって本市における産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的とする。
補助の対象	<p>製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、研究開発施設、4年制大学及び特定民間施設を新設、増設及び移設をした者で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、南さつま市及び南さつま市土地開発公社が所有する土地を取得した場合は、補助対象者としない。</p> <p>(1) 事業所の用に供する土地を取得した後3年以内に当該土地で事業所の操業を開始していること。</p> <p>(2) 取得した事業所用地の総面積が2,000平方メートル(増設の場合は、1,000平方メートル)以上であること。</p> <p>(3) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく工場適地、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)に基づく工業導入地区又は市の誘致企業としての立地協定に基づく誘致地区に設置されるものであること。</p> <p>(4) 事業所の雇用者数が、事業所の操業開始時において10人(増設及び移転の場合にあっては、雇用者増5人)を超えるものであること。</p> <p>(5) 南さつま市公害防止条例(平成17年南さつま市条例第82号)その他の関係法令に違反していないこと。</p>
補助金の額	<p>対象事業者が新たに取得した土地のうち、市長が事業所の用に供したと認める土地の取得価格(取得価格には造成費を含むものとし、既設の事業所を廃止し、当該事業所の存する敷地から別の敷地に移転する場合にあっては、既存の事業所用地の適正な評価額を控除して得た額とする。)の100分の30(増設及び移転の場合は、100分の20)に相当する額を事業所用地取得補助金として交付する。補助金の限度額は、4,500万円とする。ただし、増設及び移転にあっては、2,000万円とする。</p> <p>なお、緊急経済対策に関する特別措置として、平成24年3月31日までに補助金対象施設の指定を受けた場合は、次のとおり補助金が増額されます。</p> <p>①新設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率「100分の30」を「100分の40」に引上げ ・限度額「4,500万円」を「6,000万円」に増額 <p>②増設及び移設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率「100分の20」を「100分の30」に引上げ ・限度額「2,000万円」を「3,000万円」に増額
補助金の申請	補助金を受けようとする事業者は、あらかじめ新設、増設又は移転しようとする事業所の施設ごとに市長に申請し、指定を受けなければならない。

【上記について詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南さつま市役所 商工政策課 TEL 0993-53-2111

● 志 布 志 市

■ 商工後継者技術習得助成事業補助金

目的	志布志市商工会(以下「本会」という)会員企業の従業員等の人材育成のため、実践的かつ体系的な研修の受講を支援することを目的としています。
対象者	① 個人会員及び事業に従事する家族従業員 ② 法人の役員及び従業員 ③ 会長が特に認めたもの
対象となる研修先	① 中小企業大学校((独)中小企業基盤整備機構) ② 技能開発センター等((独)雇用・能力開発機構) ③ その他公的な中小企業関連団体で、会長が認めたもの
対象となる研修期間	1日以上研修が対象になります。
助成金の申請と助成額	① 助成金の申請は、研修日の1週間前までに別紙「申請書」を本会にご提出下さい。 ② 助成金の金額は、受講料・旅費の2/3以下で、1企業につき3万円以内とします。但し、公的機関からこの研修に対して助成金の支給がある場合は、受講料からその支給金額を差し引いた金額と2/3の金額とのいずれか少ない金額とします。
報告	研修終了後、1週間以内に必要書類を添えて「研修終了報告書」により会長に報告しなければなりません。
助成金の請求及び支給	① 研修終了報告と同時に「請求書」により請求して下さい。 ② 確認のうえ助成金を支給します。
助成金支給の取消等	次のいずれかに該当する場合は、助成金の支給を取消または返還して頂きます。 ① 申請書に虚偽があるとき ② 受講者の都合で研修を終了できなかったとき ③ 申請者または受講者が本会の信用を傷つけ、または不名誉な行為をしたとき

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

志布志市役所 港湾商工課 TEL 099-474-1111

● 奄 美 市

■ 奄美市大島紬販路開拓資金融資

補助の目的	大島紬の販路開拓を進め、産地在庫の適正化を図るとともに、大島紬販売業者の経営の合理化とその安定を図るために必要な運転資金を融資することにより、大島紬の振興発展と産地体制の確立を促進することを目的とする。
融資対象	融資の対象は、次の要件を備える大島紬販売業者及び大島紬販売業を営む団体とする。 (1) 奄美市内に住所を有する者であること (2) 大島紬販売業を営み、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合であること (3) 前号に規定する組合の組合員(以下「組合員」という。)であること
転貸融資	組合員に対する融資は、組合の転貸により行うものとする

資金の使途	資金の使途は、新規販路の開拓事業、共販事業及び在庫調整に必要な運転資金並びに組合員の事業運営に必要な運転資金とする
融資の条件	<p>商工中金が行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 融資の限度額 商工中金 7億7,500万円以内</p> <p>(2) 融資期間 1年以内</p> <p>(3) 利率 年1.875パーセント</p> <p>(4) 償還方法 一括又は分割償還</p> <p>(5) 担保等 商工中金の定めるところによる</p> <p>商工中金を通じて組合が転貸により行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 融資の限度額 1組合員当たり 2,000万円</p> <p>(2) 融資期間 1年以内</p> <p>(3) 利率 年2.375パーセント</p> <p>(4) 償還方法 一括又は分割償還</p> <p>(5) 担保等 組合が指定する受取手形(商業手形の割引きを含む。)、不動産担保及び商品担保とする。</p>

■奄美市企業立地助成・奨励金等

目的	企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講じることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって奄美市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。
助成措置	<p>(1) 用地取得助成金の交付 企業施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な土地の取得に要した経費に対する助成金の交付</p> <p>(2) 企業施設設置奨励金の支給 企業施設の建設に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(3) 雇用奨励金の支給 新規地元雇用の雇用に対する奨励金の支給</p> <p>(4) 緑化奨励金の支給 緑化の整備に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(5) 事業所賃借料助成金の支給 情報サービス施設設置のため事業所の賃借に要する経費に対する助成金の支給</p> <p>(6) 通信回線使用料助成金の支給 情報サービス施設において事業の用に供する通信回線使用料に対する助成金の支給</p> <p>(7) 研修助成金の支給 情報サービス施設において新たに雇用される地元雇用の研修に要する経費に対する助成金の支給</p>
申請の要件	<p>助成措置の申請をすることができる企業者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 企業の進出にあっては、次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)若しくは情報サービス施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 2. 企業の進出に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が2,000万円以上であること 3. 新規地元雇用の数が企業の操業開始の日において8人以上であること

	<p>4. 鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)その他法令に違反していないこと</p> <p>5. 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務が履行されていること</p> <p>(2) 企業の高度化にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>1. 企業の高度化に伴う操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者</p> <p>2. 企業の高度化に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が1,500万円以上であること</p> <p>3. 新規地元雇用者の数が企業の高度化に伴う操業開始の日において3人以上であること</p> <p>4. 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと</p> <p>5. 市の育成企業として認定を受けていること</p> <p>※用地取得助成金の交付申請をすることができる企業者は、企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあつては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者とする。</p>
<p>助成措置の種別 助成金等の額</p>	<p>用地取得助成金</p> <p>用地取得助成金の交付額は、次に掲げる額に10分の1を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 企業が企業用地の取得に要した額及び当該企業用地の改修又は造成に要したものと市長が認めた額の合計額</p> <p>(2) 企業の取得した企業用地の面積が当該企業用地に建設する建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積を超える場合は、当該建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積の取得額に相当する額</p> <p>用地取得助成金の交付額は、1,000万円を限度とする。</p> <p>企業施設設置奨励金</p> <p>企業施設設置奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 企業施設のうち、水産養殖施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な施設については、当該施設の面積(内陸部に設けた部分に限る)に1㎡当たり1万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 企業施設のうち、工場の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該工場の床面積に1㎡当たり1万円を乗じて得た額</p> <p>(3) 企業施設のうち、情報サービス施設及び研究開発施設(以下「研究所等」という。)の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該研究所等の床面積に1㎡当たり3万円を乗じて得た額</p> <p>企業施設設置奨励金の支給額は、1,000万円を限度とする。</p> <p>雇用奨励金</p> <p>雇用奨励金の支給額は、新規地元雇用者の数(※)に、12万円を乗じて得た額とする。ただし、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)の規定により地域雇用開発助成金の支給対象となった新規地元雇用者の数を除くものとする。</p> <p>雇用奨励金の支給総額は、2,000万円を限度とする。</p> <p>※新規地元雇用者の数とは、操業開始の日(操業開始の日前3月以内に雇用された者を含む。)から1年を経過した日までを初年度とし、3年度の初日までに雇用された者の数で、既に雇用奨励金の支給対象となった者の数を控除した数とする。</p>

	<p>緑化奨励金</p> <p>緑化奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 企業施設のうち、工場を主体とする企業にあつては、緑化面積1㎡当たり1,500円を乗じて得た額</p> <p>(2) 企業施設のうち、研究所等を主体とする企業にあつては、緑化面積1㎡当たり3,000円を乗じて得た額</p> <p>前項に規定する緑化奨励金の支給対象となる面積は、用地取得助成金の交付対象となる面積に10分の8を乗じて得た面積の範囲内とする。</p> <p>緑化奨励金の支給額は、300万円を限度とする。</p> <p>事業所賃借料助成金</p> <p>事業所賃借料助成金の支給額は、情報サービス施設設置のための事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した費用に限る。</p> <p>通信回線使用料助成金</p> <p>通信回線使用料助成金の支給額は、情報サービス施設において事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。</p> <p>研修助成金</p> <p>研修助成金の支給額は、情報サービス施設において新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。</p> <p>(研修等助成金の合計額)</p> <p>支給される助成金の1年間の合計額は、1,500万円を限度とし、かつ、支給総額は、4,500万円を上限とする。</p>
--	--

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

奄美市役所 産業振興部 商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線1424)

● 垂水市

■中小企業等への融資・助成・補助制度

融資制度については下記連絡先にお電話等でお問い合わせください。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

垂水市役所 商工観光課 TEL 0994-32-1111 (内線266)

● 南九州市

■ 商工振興資金利子補給補助金

○目的

市内商工業者の経営の安定のため、制度資金の借入者に対し、利子補給補助金を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とする。

○補助対象者

次の各号のすべてを満たしている者とする。

- (1) 市内に1年以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者で、市内の商工会に加入していること。
- (2) 商工会の金融斡旋に基づくこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

○補助対象となる制度資金

次の各号に掲げる制度資金で、借入期間が3年以上の事業資金とする。ただし、借換えに相当する借入額は、対象としない。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金
- (2) 日本政策金融公庫制度資金
- (3) 商工貯蓄共済融資制度資金

○補助率及び交付限度額

補助率 利子補給 借入金額の1.5%以内
補助限度額 30万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南九州市役所 総務部商工観光課 TEL 0993-83-2511（内線2061） FAX 0993-83-4658

● 始良市

■ 商工業育成資金補給制度

○目的

市内の商工業者が、事業に必要な設備を整備するため、長期的な資金を金融機関から借り入れたことに対し、商工会を通じて申請し一年に限り補給補助金の交付を受けられます。対象設備は店舗改装・機械備品（車両は除く）の購入等事業経営に必要な設備（用地費は除き、造成費は対象とする）をいいます。ただし住居部分については対象外とします。対象資金は、商工会の金融あっせんに基づくもので、県制度資金の設備資金、国民金融公庫の普通貸付設備資金とし、補給対象事業の1件当たりの最高限度額を3,000万円とし、返済期間5年以上のものとし、補給率は補給対象事業額の2パーセントとします。

○対象事業者

- (1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有している
- (2) 商工業者である
- (3) 市税を完納している世帯

○申請

商工会を通しての申請

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

始良市役所 商工観光課 商工観光係 TEL 0995-66-3111 (内線 282)

■企業誘致と優遇制度

○目的

一定の要件を満たし始良市に立地した企業へ、用地取得額及び地元雇用者数に応じて、補助金が交付されます。

○始良市企業立地促進条例

補助金内容	要件等
①用地取得費補助金 土地取得費の30%以内 (限度額) 雇用者数5人以上20人未満 2,000万円 雇用者数20人以上50人未満 3,000万円 雇用者数50人以上 6,000万円	①工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 ②用地取得面積が1,500㎡以上で用地取得後3年以内の操業開始
②雇用促進補助金 地元雇用者数×20万円 地元雇用者が障害者であるときは10万円加算 (限度額) 500万円	③雇用者5人以上 ④市との立地協定の締結 ⑤建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。

○固定資産税の減免等の措置

製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、固定資産税の減免・課税免除の適用が受けられます。

○始良市工業開発促進条例

固定資産税の減免等	対象業種	設備等の取得価格(要件)
市内全域 固定資産税の減免 1年度 100/100 2年度 100/80 3年度 100/60	市内全域 製造業、道路貨物運送業、 倉庫業、こん包業、卸売業、 試験研究設備	市内全域 製造業 2,500万円 流通業 3,000万円 研究開発施設 5,000万円
過疎地域 3年間の課税免除	過疎地域 製造業、コールセンター	過疎地域 2,700万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

始良市役所 商工観光課 企業振興係 TEL 0995-66-3111 (内線 283)

● さつ ま 町

■さつま町旅館業等施設整備事業費補助金

目的	町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与することを目的とする。
補助対象となる事業	1. 補助対象事業は、旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築若しくは改装又は温泉施設（備品等を除く。）の整備をいう。 2. 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しないものとする。
補助対象者	① 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者 ② 町税等を完納している者 ③ 過去に本補助金を受けた者については、5年以上経過した者 ④ 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に①～③に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする。
補助金の額	補助金の額は、当該事業費の20万円超過分の30パーセント以内で、限度額は100万円です。当該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は、交付しない。また、共同利用施設の整備において、入湯税納入対象外施設等が含まれる場合は、按分によりその額を控除した額とする。

■さつま町小売業等店舗改装支援事業費補助金

目的	小売業等を営む中小企業者の店舗の改装を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与することを目的とする。
補助対象者	① 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは個人の方 ② 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する方 ③ 補助対象業種を3年以上現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む方。 ④ 町税等を完納している方。 ⑤ 過去に本補助金を受給した方については、前回から5年以上経過をした方。
補助対象業種	補助対象となる店舗の業種は、小売業、飲食業（交遊飲食業は除く。）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等（業種については、ホームページ参照）。
補助対象となる事業	補助対象は、店舗の外装、内装に係る建築工事費のみとし、設備備品等の整備、購入費等は含みません。また、当該事業が、他の国県の補助（補償）対象等となっている場合は、対象となりません。
補助率	事業費の20万円を超過した分の30パーセント以内 （※ 算出額の1,000円未満の端数は切捨てます。）
補助金限度額	50万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

さつま町役場 商工観光課 商工振興係 TEL 0996-53-1111(内線 2241)

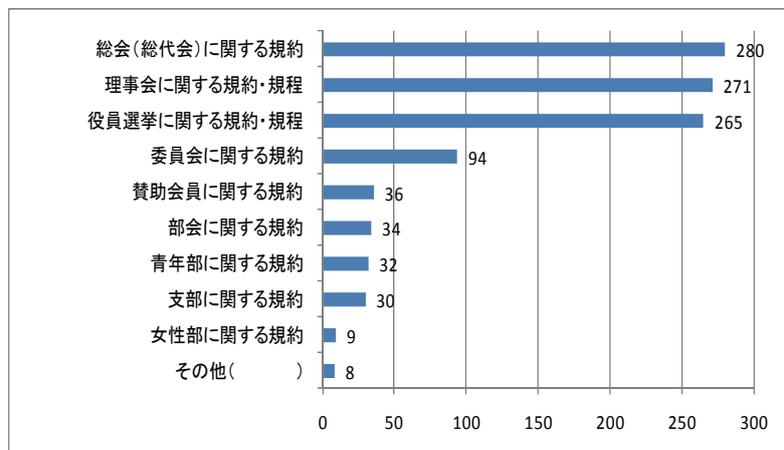
組合運営・管理に関する調査結果

本会では、事業協同組合等の中小企業連携組織に対し、組合運営円滑化、共同事業活性化等を目的とした支援を行っていますが、組合のニーズに基づいた的確な支援を行うため、アンケート調査を実施しました。その調査結果を掲載しますのでご参照下さい。

1. 規約・規程について

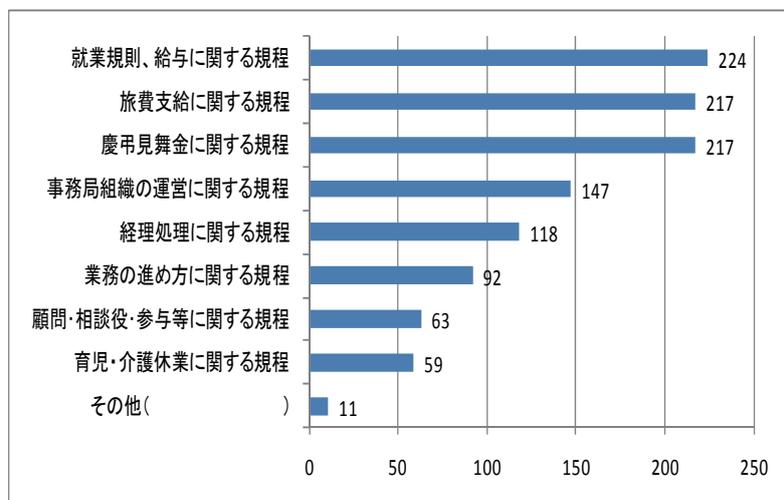
(1) 組合の運営に関して定めている規約・規程（複数回答）

定めている規約・規程は、「総会（総代会）に関する規約」（280 組合）、「理事会に関する規約・規程」（271 組合）、「役員選挙に関する規約・規程」（265 組合）が多い。組合は、合議機関としての性格をもっているため、「総会（総代会）に関する規約」、「理事会に関する規約・規程」を整備している組合が多いのは当然であるが、その他の規約・規程についても、組合の実情に則し、適宜整備していく必要がある。



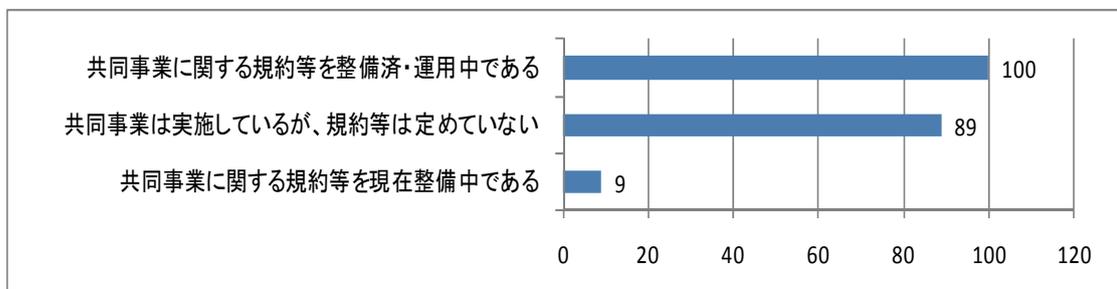
(2) 組合の管理に関して定めている規程（複数回答）

定めている規程は、「就業規則、給与に関する規程」（224 組合）、「旅費支給に関する規程」・「慶弔見舞金に関する規程」（217 組合）と多い。「育児・介護休業に関する規程」（59 組合）はまだ少ない状況にある。組合の円滑な運営には、事務処理の適切な管理が必要である。限られた人員で効率よく運営を行い、相互に連携しながら運営を進めていくためにも管理面に関する基準を設定し、必要な規程を整備する必要がある。



(3) 共同事業に関する規約等の整備状況（複数回答）

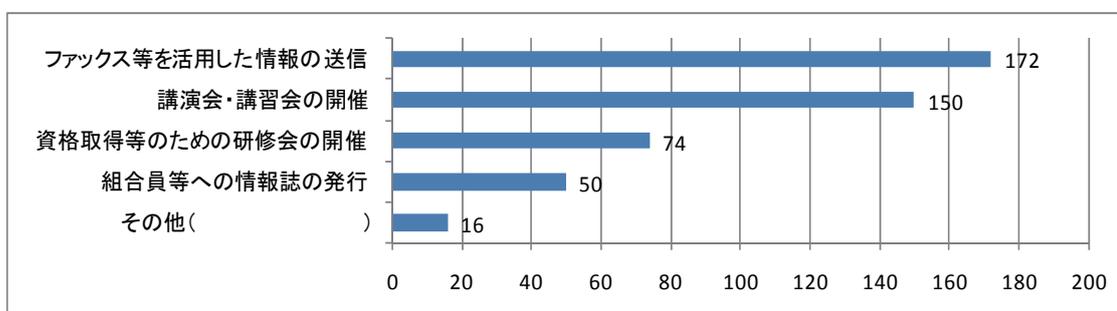
規約等の整備状況は、「共同事業に関する規約等を整備済・運用中である」が100組合、「共同事業は実施しているが、規約等は定めていない」が89組合となっている。事業規約は、単に事業の運営管理の観点からとらえるのではなく、個々の組合員がいかに円滑な組合事業を利用できるかといった観点からも設定しなければならない。共同事業を実施するうえで、事業に関する規約等の設定は不可欠である。



2. 教育情報提供事業の実施状況について

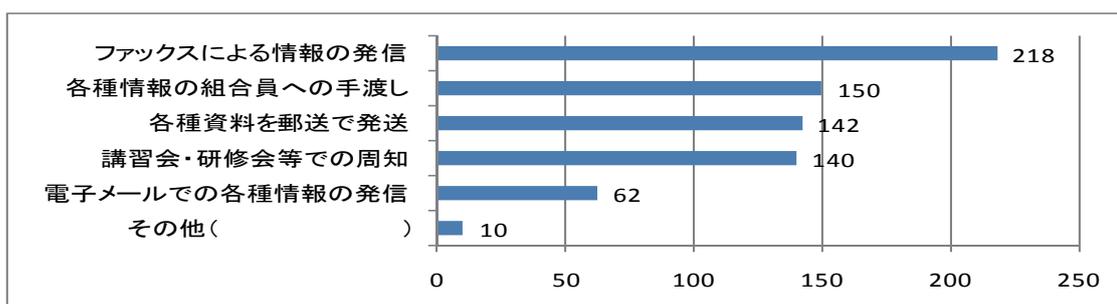
(1) 実施している教育情報提供事業（複数回答）

実施している教育情報提供事業は、「ファックス等を活用した情報の送信」(172組合)、「講演会・講習会の開催」(150組合)が多い。「組合員等への情報誌の発行」が50組合、その他、「外部講習会等への派遣」、「メールマガジンの発行」等がある。教育情報提供事業は、組合員の経営に役立つ需要動向、技術情報、業界情報、経営情報等を収集し、組合員に提供する事業であり、積極的な実施が望まれる。



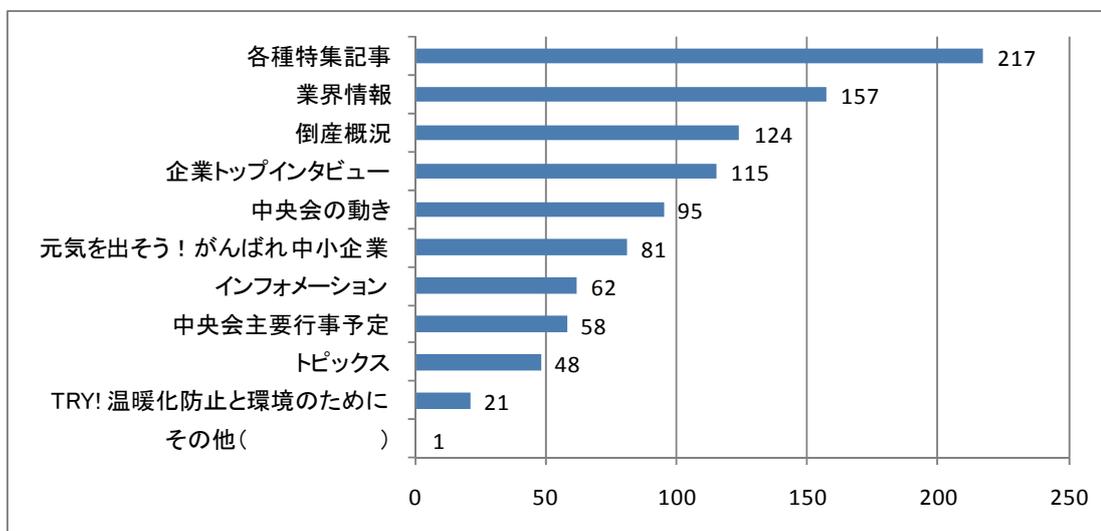
(2) 組合員への情報提供の手段（複数回答）

組合員への情報提供の手段として活用している方法は、「ファックスによる情報の送信」(218組合)が最も多く、次に、「各種情報の組合員への手渡し」(150組合)となっている。「電子メールでの各種情報の発信」は62組合と全体数から見るとまだ少ない。組合員企業の経済的地位向上のためにも組合に応じた様々な媒体を活用した積極的な情報提供が望まれる。



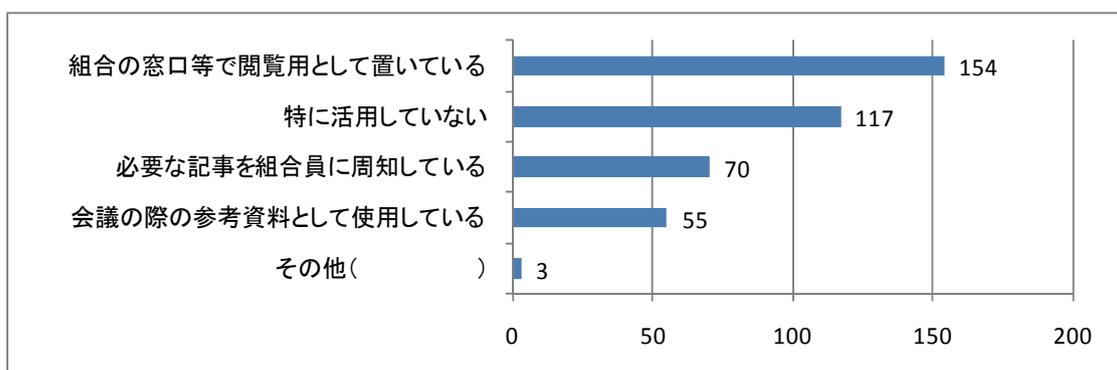
(3) 「中小企業かごしま」で参考になる記事（複数回答）

「中小企業かごしま」で参考になる記事については、「各種特集記事」（217 組合）が最も多く、次に「業界情報」が 157 組合、「倒産概況」が 124 組合、「企業トップインタビュー」が 115 組合と続いている。



(4) 「中小企業かごしま」の組合員への周知（複数回答）

「中小企業かごしま」を、組合員に周知しているかについては、「組合の窓口等で閲覧用として置いている」（154 組合）が最も多く、「特に活用していない」が 117 組合ある。以下「必要な記事を組合員に周知しているが 70 組合、「会議の際の参考資料として使用しているが 55 組合となっている。その他「理事会で周知している」等がある。組合及び組合員企業の活性化を図っていくことを目的に、各種施策、業界・企業情報等が掲載された「中小企業かごしま」を是非とも組合員企業に広く周知されたい。



3. 組合員の加入・脱退について

(1) 過去 5 年間の組合員の加入・脱退状況

過去 5 年間の組合員の新規加入数・脱退数は以下のとおりである。

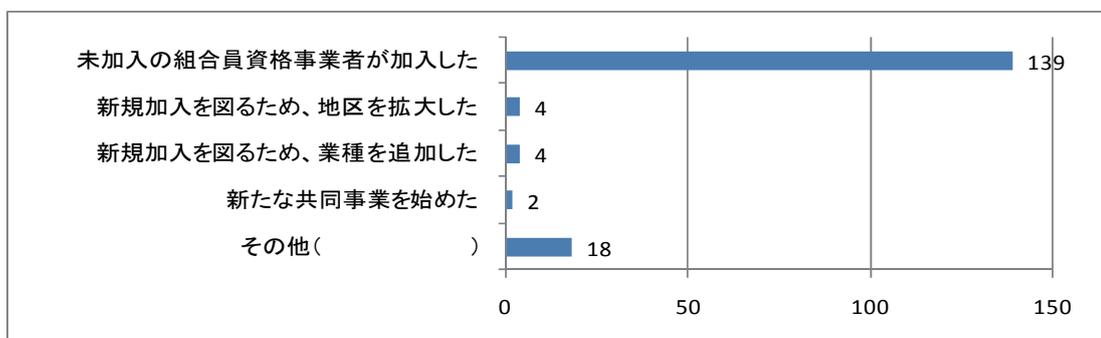
組合員の新規加入数 167 組合 9,126 人（内 5,271 人は中小企業共済(協)）

組合員の脱退数 266 組合 7,995 人

加入・脱退については、加入があったと回答した組合より、脱退があったと回答した組合のほうが多い。

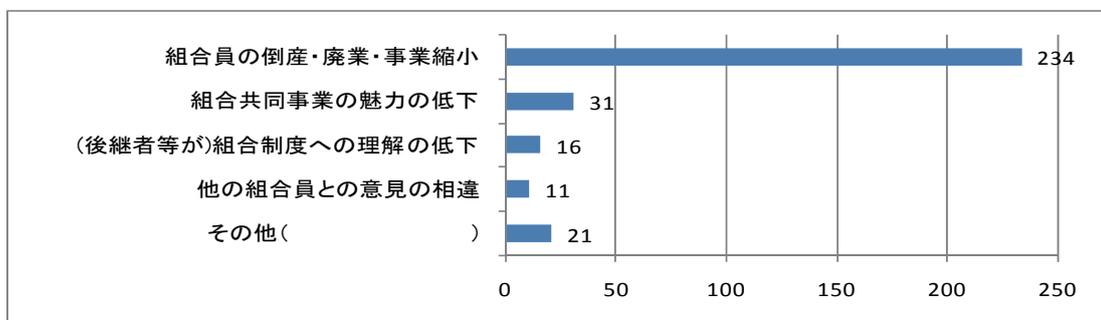
(2) 新規加入につながったと思われる理由 (3. (1) で新規加入があったと回答した組合のみ)

新規加入につながったと思われる理由について、「未加入の組合員資格事業者が加入した」と回答した組合 (139 組合) が大多数を占めている。その他、「組合員増強運動を実施」、「合併による増加」等がある。新規組合員が加入することにより組合が活性化することが期待されることから、加入しやすい環境整備が必要である。



(3) 脱退の理由 (3. (1) で脱退があったと回答した組合のみ)

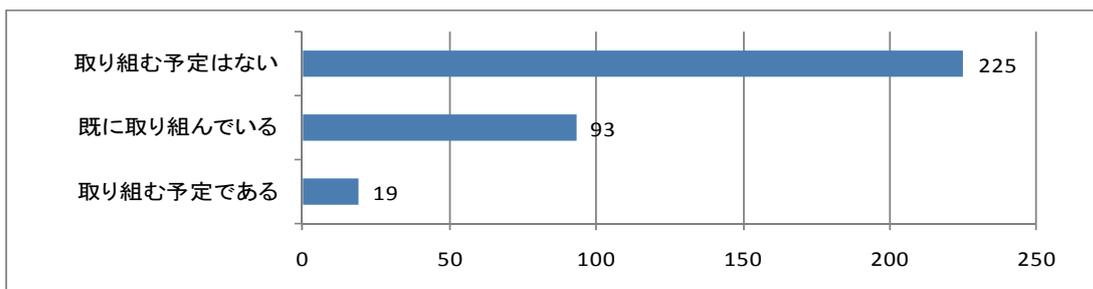
脱退の理由と思われる理由については、「組合員の倒産・廃業・事業縮小」(234 組合) が最も多く、他の理由を大きく引き離している。「組合共同事業の魅力の低下」が 31 組合、「(後継者等が)組合制度への理解の低下」が 16 組合、「他の組合員との意見の相違」が 11 組合ある。景気低迷の中、「組合員の倒産・廃業・事業縮小」が多いが、魅力ある共同事業を考案する等、組合員にとって、メリットのある組合組織の構築が必要である。



4. 他の組合・業界との連携について

(1) 他の組合・業界との連携への取り組み (複数回答)

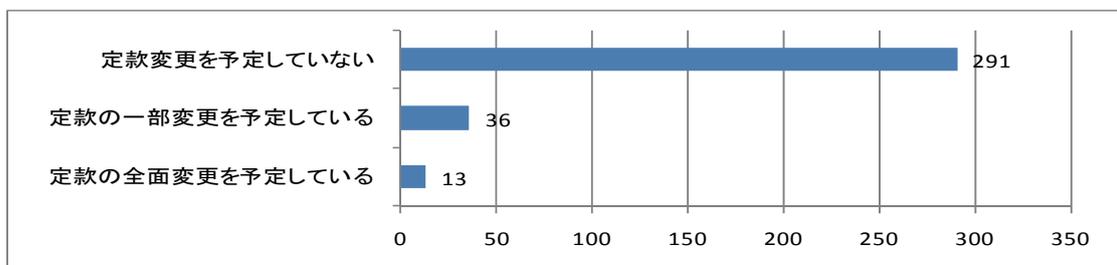
他の組合・業界との連携については、「取り組む予定はない」が 225 組合と最も多い。次に「既に取り組んでいる」が 93 組合、「取り組む予定である」が 19 組合となっている。連携の内容については、「情報交換」「イベント」が大多数であった。他組合・業界との連携により相互に経営資源を補完し、高い付加価値を実現する取り組みも有効な策である。こうした異分野の組合や企業と連携を図り、新たなビジネスチャンスをつかみたい組合・企業に対して、本会では今年度「中小企業組合等異分野連携促進事業」を実施しているので、活用されたい。



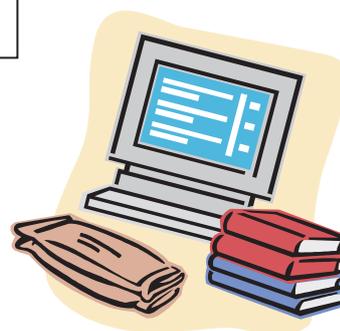
5. 定款の変更について

(1) 今後の定款変更の予定

今後の定款変更の予定については、「定款変更を予定していない」が 291 組合と最も多く、次に「定款の一部変更を予定している」が 36 組合であった。「定款の全面変更を予定している」は 13 組合である。定款は、組合の組織活動の基本となるものであり、組合の実情に則したものでなければならない。経済情勢の変動その他理由等により、実情にそぐわなくなったときには、その内容を検討し、場合によっては変更する必要がある。



- ① 規約・規程の整備については、組合実務Ⅲ「組合の規約・規程」（本会作成）を参照して下さい。
- ② 他の組合・業界との連携を図りたいと希望する組合・企業においては、今年度、本会が実施している「中小企業組合等異分野連携促進事業」をご活用下さい。
- ③ 定款変更を検討している組合においては、事前に本会にお問い合わせ下さい。



建物やまちの安心・安全について

株式会社 武田建築事務所

代表取締役 武田 敏郎

安心・安全を守ることは、どのような企業にとっても大切であり、対処を誤ると組織存続の危機を招きます。東日本大震災が未曾有の被害をもたらしましたが、本号では、建物やまちに関する安心・安全の取り組みについて、株式会社武田建築事務所の武田敏郎代表取締役に寄稿いただきました。



会社の基本方針

鹿児島県の風土や自然・伝統文化に根ざした持続性のある建築の創造を通して、うるおいのあるまちづくりを目指しています。地域環境や社会の中における建築のあるべき姿に対する明白な信念を持って業務にあたり、品質マネジメントシステム ISO9001 を通じて安全で顧客の要望に高い品質で応えられる建物づくりに取り組んでおります。



ISO9001 登録証

はじめに

私たちは家を中心に生活を営み、会社や店舗・公共施設など、生活の全てに建物関わっているといってもよいでしょう。また、その建物の集合体が街であり、安心・安全な建物づくりを行うことが、より生活しやすい社会環境づくりにつながるといえます。

建築設計の視点より、建物づくり・まちづくりに必要な安全性とは何かを掘り下げ、安心して生活できる「まち」を創出できればと考えます。

1. 建物を取り巻く危険因子

より安全な建物づくりを行うためには、建物を取り巻く危険因子を明らかにし、それぞれに対応した安全対策を行いながら、最終的には総合的な安全性を確保した建築設計を行うことが重要であると考えます。

建物を取り巻く危険因子として考えられるものに、次の事項が挙げられます。

- ① 地震や台風、水害などの自然災害
- ② 火災等の人的災害
- ③ 段差や手摺未設置等、物理的安全性の欠如
- ④ 敷地や建物への不法な侵入による被害
- ⑤ 日常的な省エネ対策の不備による災害時の二次的被害

それぞれの問題に対し、建築設計としてどのような措置を講ずるか、以下に述べていきます。

(1) 地震や台風、水害などの自然災害

① 地震対策

地震大国の日本においては、地震に対する安全性の確保は必要最低条件です。

ア. 敷地について

建物を建てる際、立地の地盤特性をボーリング調査等で理解し、必要であれば杭や地盤改良等を行う必要があります。対策を講じない場合、地震時に地盤沈下を起こしたり、液状化現象により建物を使用できない状態に陥る可能性があります。

イ. バランスの良い平面計画

住宅を例にするならば、住み手の要望を盛り込みながらも全体的なバランスの良い建物形状を形成することが地震対策につながります。バランスの良い部屋の配置により、地震力に有効な耐力壁を効果的に配置することができ、地震の揺れに抵抗できる強固な建物となります。



当社設計N邸：水平ブレースや筋交い、火打ち梁で十分な耐震性能を確保。

ウ. 免震や制震技術の導入

地震大国の日本だけに、地震に対する技術も高いものがあります。基礎と建物の間にダンパー（免震装置）を設けることで、建物上屋に地震の揺れを伝えない方法もあります。耐震や免震、制震など、建物規模や高さに応じて地震に対する安全対策が求められます。

エ. 耐震性能の確保

建物の長寿命化という視点からも建物の耐震性能を把握することは重要です。既存建物においても、現行建築基準法に照合して再度構造計算を行うことで、的確な耐震診断・耐震補強を行うことができます。耐震補強は学校をはじめとする公共施設において近年急速に進められていますが、民間の建物においても補強が必要なものは多く、永く安全に建物を利用する上で考慮すべき事項です。



耐震補強ブレースを施した例

オ. 品質の確認

建設時に木材の含水量や防蟻対策、鉄骨の防錆対策、コンクリート材料の品質確保など、各構造材料の品質を確認しておくことが地震時の部材の破損を防ぎます。「認証かごしま材」のような品質が保証された材料を用いることや、建設工事時において有資格者による徹底した工事監理を行うことも必要です。また住宅の場合、建築確認申請の際に「住宅性能保証制度」を利用することで、より細かい品質の規定を確認することが可能です。

カ. 日常生活の中での対策

建物建設後もできる対策は数多くあります。例えば家具の転倒防止器具の取り付けや建具の開閉確認、屋根瓦やブロック塀などの劣化状況による落下・転倒対策など、災害時に被害が大きくなるように日頃から対策を行うことが何より重要です。

② 台風・水害対策

南九州地方は頻繁に台風が上陸し、強風や増水などで建物に甚大な被害をもたらします。

ア. 風土や地勢を読む

建築設計の際に、計画地のレベルや風向き、災害履歴等を調べることで風害や水害対策に直結します。それに応じて強化ガラスやシャッター、防潮板の設置、また1階部分をピ

ロティエ(※)にするなどの対策を講じる必要があります。植栽や生垣などを防風林として活用することも有効です。(※ピロティエ:2階以上の建物において地上部分が柱(構造体)を残して外部空間とした建築形式、またはその構造体を指す。)

③ その他の備え

ア. シロアリや塩害、降灰対策

高温多湿な鹿児島はシロアリが発生する条件が揃っています。特に木造の場合は、土壌改良や防蟻処理を施した木材を用いることが重要です。また、海岸線を多く持つ風土から鋼製部材の塩害対策も必要です。降灰についても水勾配や有効な樋の確保が施されていないと、漏水や劣化の原因に直結します。全て設計の段階からしっかりとした対策を行う必要があります。

(2) 火災等の人的災害

火災は自分で火事を起こさないように生活することが第一ですが、近隣の火災による延焼も考慮せねばなりません。

① 防火性能の確保

建築基準法により建物の用途や規模、防火地域等で建物に必要な防火性能が定められており、まずは法を遵守することが最低条件です。防火性の高い材料による燃焼時間の遅延や排煙設備の充実により、初期段階による消火や避難時間の確保ができます。また、外部の延焼対策により、火災が広範囲に及ぶのを防ぎます。

② 防火設備の設置

防火設備も建物の用途や規模に応じて消防法で定められています。最近では住宅への火災報知機の設置が進んでおり、初期消火や迅速な避難に大きな成果が見られます。また、オール電化設備を導入することで火元の安全性が高まるという一面もあります。

(3) 段差や手摺未設置等、物理的安全性の欠如

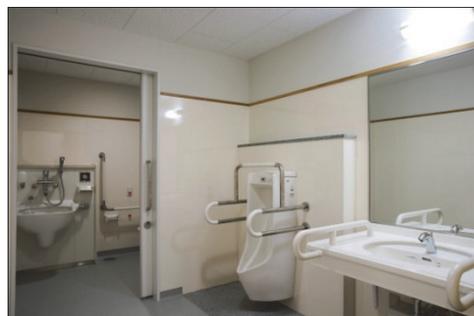
バリアフリーという言葉が聞かれて久しいですが、最近は全ての人に使いやすいユニバーサルデザインが主流になっています。

① 段差の解消

建物の内と外、部屋と部屋にあるわずかな段差は、つまづきや転倒の原因となり、場合によっては死につながることもあります。設計の段階から建物全体でのバリアフリー化を図り、より安全な建物づくりを行うことが必要です。

② 日常活動の補助

危険な場所や介助・補助が必要な場所には手摺を有効に設けることが重要です。これは建物ができる日常生活の補助であり、より安全に建物を利用してもらうことにつながります。トイレ内におけるオストメイト対応流しの設置や廊下の幅や建具の開き方など、様々な利用者や生活シーンを想定したデザインが求められています。



当社設計K保育園：トイレに手摺を設置し、ブース内にはオストメイト流しを設けている。

③ ユニバーサルデザイン

高齢者や身体障害者だけでなく、子供や妊婦、体調の優れない人など、誰にでも使いやすいデザインがユニバーサルデザインです。このユニバーサルデザインの立場に立って建

物を計画することが、より安全で安心な建物づくりにつながると考えます。

(4) 敷地や建物への不法な侵入による被害

地域とのつながりが薄れつつある中で、家や事務所等への不法進入による犯罪は後を絶ちません。

① セキュリティーの強化

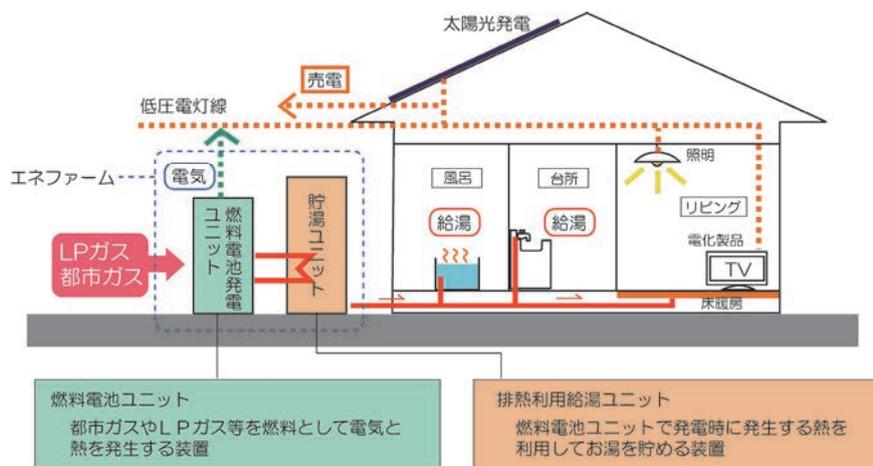
最近ではピッキング対策がなされた鍵が主流になってきています。総合的なセキュリティーシステムを導入することも大きな成果がありますが、設計段階から窓の配置や高さを考慮したり、死角がでにくい形状とする、人感センサーの照明を設けるなど建物自体でできることもあります。何よりも日頃から近隣の方々とのつながりを持って、互いに目配りを行うことが重要かもしれません。

(5) 日常的な省エネ対策の不備による災害時の二次的被害

日頃から節電を意識することは、災害時などにパニックや不便を避けることにつながります。

① 省エネ機器の導入

ソーラーや風力など自然エネルギーを利用した発電機や、エコキュートやエネファームといった複合的な省エネ設備を導入することで、日常生活で利用する電力を削減することが可能です。今後は災害時に有効に利用できる蓄電装置の需要が高まるのではないかと考えられます。



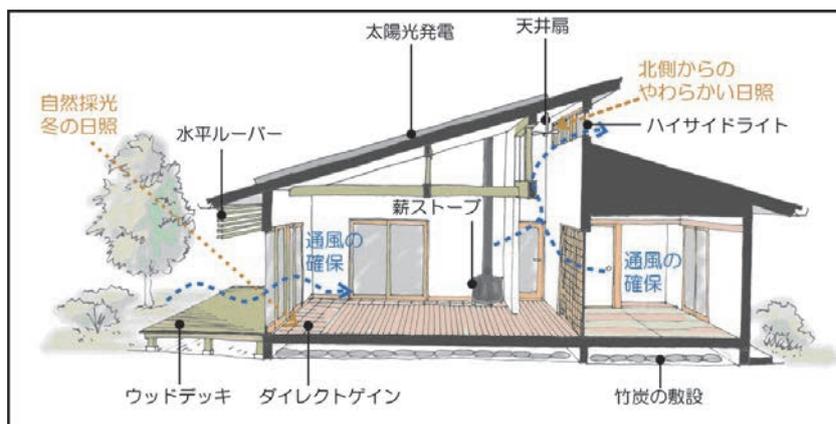
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）の概要イメージ

② パッシブな手法で省エネを

設備機器に頼らずに、窓の配置や日射の調整などでより快適な住環境を創出する、いわゆるパッシブな手法を用いることも非常に省エネに有効です。設計時に計画地の日差しや季節の風向きを考慮することで、自然光や自然風を利用したより快適な住環境を創出できます。また、気密性能や断熱性能を高い次元で確保することで、冷暖房を最小限の稼働に留めることも重要です。



当社設計N邸：壁面や屋根裏に発泡ウレタンを吹付け、隙間無く断熱層を形成する。



当社設計KS住宅：概要断面イメージ

2. まちづくりの視点からの安全・安心とは

日頃街を歩きながら何気なく目にしている風景にも、安全性を脅かす要素がたくさん潜んでおり、何らかの対策や措置が必要な場面も多々あります。

代表的な例としては、次の事項などが挙げられます。

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 歩行者の安全性確保 | ③ 分かりやすい誘導標識 |
| ② 避難所としての公園づくり | ④ バリアフリーの徹底 |

それぞれの問題に対し、建築設計としてどのような措置を講ずるか、以下に述べていきます。

(1) 歩行者の安全性確保

交通弱者である歩行者の安全性を守ることが、まちの安全性の向上に直結します。

① 豊かな街並みの形成

違法駐車や駐輪場の未設置による自動車や自転車の歩道へのはみ出し等が、歩道の安全性を低くしています。建物設計時に駐車場や駐輪場の必要台数を想定し、街に開放的な空間を提供することも必要です。最近では街の特性や郷土らしさを織り込んだガードレールやボラード、街路樹で安全性と豊かな街並み景観の形成を両立させている例もあります。



立地特性に応じた個性あるデザインのボラード

(2) 避難所としての公園づくり

街中の公園は、我々の憩いと癒しの場であるばかりでなく、災害時には有効な避難場所となります。

① 親しみやすい公園づくり

日頃から市民に愛される公園づくりは、災害時により利用しやすい避難場所となります。建物密集地においては火災の延焼防止空間となり、トイレや上水といったインフラが常に整備されている公園づくりが必要です。これからは長期の停電を考慮した発電設備や自然エネルギーを有効に利用できる設備の充実が望まれると考えます。

(3) 分かりやすい誘導標識

街や建物の中で、自分が今どこに居て、災害時にどこに避難すればよいかを常に認識しておくことは非常に重要なことです。それを認識させてくれるサイン標識のデザインや設置位置は重要な意味を持ちます。

① 安心感を生むサイン標識

ピクトグラムや大きな文字で簡潔にまとめられたサインは、一目で用途や意味を認識でき、街中のような雑踏の中では非常に有効にサインの効果を発揮しています。エレベータやスロープ、避難方向など移動に関するものや、多目的トイレや授乳室等、用途に関するものなどを示すサインには過度なデザインよりも、色の対比やバランスを重視した分かりやすさが求められます。



ピクトサインの例

(4) バリアフリーの徹底

街中は段差にあふれています。より安全な社会環境の形成には、街のバリアフリー化は非常に重要な項目です。

① 微妙な段差を無くす

建物出入り口や歩道にスロープを設けてバリアフリーを進めることは安全性の向上につながります。ただ、明確に段差を設けることで安全性が高まることもあります。例えば車道と歩道の境界や、注意喚起させる段差、急勾配になる部分などです。その場の特性に応じた適切なバリアフリー化が、より安心して生活できるまちづくりにつながると考えます。



当社改修設計M邸：既存玄関アプローチにスロープを設置

3. 安全・安心は建物を知ることから

これまで建物とまちづくりの双方の安全と安心について、建築設計という視点から述べてきましたが、建物を利用する側も建物について良く知ることが一番重要であると考えます。昔から生活の基本を「衣・食・住」と言いますが、人生で一番大きな買い物でもある「住」に対する教育が不十分ではないかと感じています。地震対策のときに述べた立地の把握についても、古くからの言い伝えや街の成り立ちを学ぶことで対策が容易になりますし、風土や自然と向き合うことにもなります。また、住宅に関する新しい技術や工法を災害対策やエコ活動と併せて理解してゆくこともできるのではないのでしょうか。ご家庭や地域、学校でそのような機会を設けて、より親密に建築物と付き合いしていくことが安全・安心な生活を送る大きな第一歩だと考えます。

① 建物の現状を知る建物調査診断

建物の三要素ともいえる「構造躯体」「仕上げ」「設備」を人間に例えるなら「構造躯体」は骨格、「仕上げ」は肉や皮膚、「設備」は内臓、血管、神経にあたります。人も建物も生まれた瞬間から老化に向かいます。つまり建物も人間のように特別異常がなくても健康診断や定期健診を受けるべきであるということです。建物の現状を正しく把握し、その原因を究明する調査を「建物調査診断」といい、その最も適切な診断者が建築士です。当社も所属する「鹿児島県建築設計監理事業協同組合」においては当該調査のコンサルタント業務を行い、市民の方々が永く安心して建物を利用できるようにご提案をしております。お気軽にご連絡下さい。

【連絡先】 鹿児島県建築設計監理事業協同組合（理事長：武田敏郎）TEL099-298-1835



株式会社武田建築事務所

【住所】 〒890-0042 鹿児島市薬師二丁目 19 番 71 号

【電話】 099-257-5585 【FAX】 099-257-5629

【E-mail】 takeda-a@juno.ocn.ne.jp

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

最先端の印刷技術により オリジナルブランドを発信

「より良いものを少しの人に」をモットーに、抗菌印刷等最先端の印刷技術を駆使し、日夜挑戦し続けている印刷の「協業組合ユニカラー」。

今回は、同組合の代表理事である岩重昌勝氏にお話を伺った。

➤ 品質で勝負

昭和 49 年 4 月、鹿児島県内の印刷業 5 社により「サツマ特殊製版協同組合」を設立。その後、昭和 52 年 1 月に、4 業者により、印刷業としては県内初の完全協業組合である「協業組合ユニカラー」に組織変更し、現在に至っています。

私が組合の理事長に就任した当時は、焼酎ブームの始まりで、いろんな銘柄の焼酎が、各店の陳列棚に並びだし、また、インターネット等により、高値で焼酎が売られていました。こうした状況下、各焼酎メーカーからは、少しでも消費者の目を引く「焼酎ラベルを製作してほしい」との要請があり、併せて、偽装ラベルを防がなければならないという課題に直面していました。

このことが、私自身のビジネスに対する意識に大きな影響を与えました。これまでの「より早く、より安く商品を提供する」といった考えから、「品質の良い商品を提供しなければならない」との思いに変わりました。以来、技術力をアップし、品質で勝負しようという方針に転換しました。



岩重昌勝理事長

■協業組合ユニカラー

(設立：昭和 49 年 4 月 (昭和 52 年 1 月 協業組合ユニカラーに組織変更))

- 本社：鹿児島市小山田町 7276-3 Tel 099-238-5525、FAX 099-238-5534
- 業種：総合印刷業
- 主要製品は、特殊印刷、商業印刷、業務印刷、パッケージ印刷、軟包材、屋外広告、デジタルコンテンツ

➤ こんな仕事をしています

組合は現在、特殊印刷・抗菌印刷等、最先端の技術を鹿児島から発信しようと取り組んでいます。

抗菌印刷は、抗菌剤入りニスをコーティングして抗菌効果を得ます。調理場や幼児への接触物等を取り扱う業種からも評価を受け、食品パンフレット等の印刷に利用しています。ちなみに、全国で抗菌インキの特許使用权を持つ会社は12社程度あり、九州では2社のみです。

また、全国で5社しかできない特殊技術であるレンチキュラー(角度によって絵柄が変化する)にも取り組んでおり、名刺サイズから大型ポスターまで作製しています。

更にダンボールでは、世界最薄ダンボールGフルートを取り扱っております。Gフルートは、従来のダンボールより20%軽く、印刷適正にも優れ、強度も変わりません。資源消費が抑えられるだけでなく、運送コスト削減にもつながり、環境にも優しい紙です。当ダンボールは、竹製の紙も使用することができ、竹林面積日本一である鹿児島のオリジナルブランドとして、全国に発信しています。



絵柄が変化するレンチキュラー

➤ 目指すところ

私自身、下請けや孫請けでは、我々の思いが顧客に伝わりにくいと思っています。直接、顧客の顔を見ながら、事業展開を図っていこうと社員一同取り組んでいます。



活気のある工場

また、今後は、印刷業全体の流れとして、紙媒体の製造業だけでは事業が成り立たなくなるとの考えのもと、現在、企業PRや社員募集の広告をどの媒体に掲載し、どんな内容にするか等、顧客へのコンサルティングにも力を注いでいます。

顧客が望むものを、様々なニーズに合わせて提供していく。更に、信頼ある商品作りに努めていきたいと思っています。

➤ リーダーとして

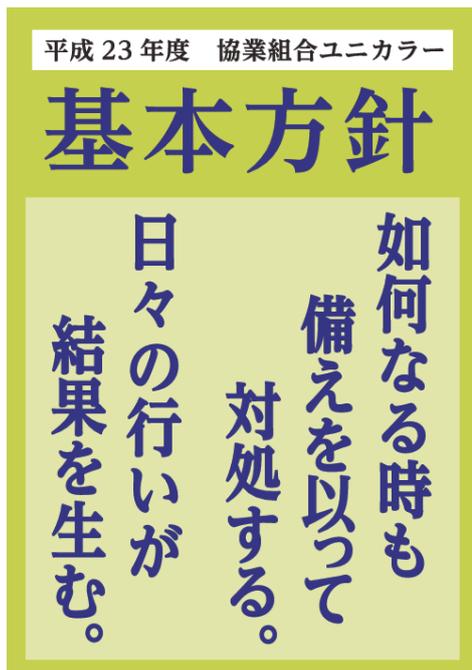
組合では、毎年基本方針を掲げていますが、平成23年度の基本方針は「如何なる時も備えを以って対処する。日々の行いが結果を生む。」です。

今年3月11日に、東日本大震災が発生しました。あの地震は我々の日常生活に、そして企業活動に、いろいろな事を気づかせてくれました。「想定外の震災だから・・・」というのは理由になりません。企業にとって、いつ何時にどのような事態が生じるか分かりません。だからこそ「常に非常事態に備え、準備を怠らない。」ことが、経営者（リーダー）として、重要な事だと思います。

また、私自身、現在、鹿児島県印刷工業組合の理事長を務めており、過去には鹿児島県中小企業団体中央会青年部会長等、様々な団体の長も歴任しました。そこで、心がけていた事は、「自分の身の丈を知る。立ち位置を見

失わない。」ということです。リーダーというものは、周囲のサポートがあり成り立っている。決して威張ることなく、おごることなく、感謝を抱き行動していくことが大切だと思います。

また、メンバー（社員）のやる気を起こさせる事もリーダーとしての役目だと思います。人に長所や短所というものはない（例えば、やさしい人も別な人から見れば優柔不断と見られる）。その人の個性を伸ばしてあげることが必要ではないでしょうか。



➤ キバレ かごんま

東日本大震災が、今後日本の企業に与える影響も大きいと思います。原子力発電の放射能汚染問題を見てもわかるよう、日本の企業が砂上の楼閣にならぬよう、これをきっかけにいい方向にいかねばならないと思います。



レンチキュラー製の観光パネル

鹿児島も九州新幹線全線開通をきっかけに、発展していかなければなりません。これからの鹿児島は何より「観光」がテーマだと考えます。

我が組合も鹿児島の地域資源である「竹」を使用した商品開発を行い、オール鹿児島製として、鹿児島の特産品を全国ブランドへ育てるお手伝いをしています。

鹿児島に豊富にある素晴らしい観光資源をキーワードに、鹿児島の様々な異業種の企業が繋がれば、経済も発展すると思います。「キバレ かごんま」！

●無担保、無保証人、低金利の融資制度「マル経資金」のご紹介

マル経資金制度とは、「経営をよりよくするために事業資金を借りたいけど、担保も保証人もないし・・・」といった事業者の皆様の悩みを解決するために、必要な事業資金を商工会議所が㈱日本政策金融公庫国民生活事業に推薦することにより、無担保、無保証人さらに低金利で借り入れができる国の融資制度です。

当資金は、殆どの業種が融資対象となっており、融資限度額や返済期間も拡大されてご利用しやすくなっております。

事業者の皆様のお金繰りに、是非、マル経資金をご活用ください。

資金用途	運転資金・・・仕入・諸経費の支払い、買掛金・手形の決済資金等 設備資金・・・車輛・機械設備の購入、店舗・工場の改装資金等
融資限度額	1,500万円まで
金利	固定金利 年 1.85% (平成 23 年 5 月 20 日 現在)
返済期間	運転資金 7 年以内 (1 年以内) 設備資金 10 年以内 (2 年以内) ※ () 内は据置期間

【ご利用いただける方】

- ◆最近 1 年以上、当所の地区内(旧谷山市の一部を除く)で事業を行っている法人・個人の方
 - ◆常時使用する従業員（事業主、家族従業員、法人企業の役員、パート、アルバイトは除く）が製造業・建設業では 20 人以下、商業・サービス業では 5 人以下の方
 - ◆所得（法人）税、市県民税、事業税など、支払う義務のある税金を完納している方
 - ◆㈱日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種の方
 - ◆商工会議所の経営指導を原則 6 ヶ月以上受けている方
- ※ 財務内容や連続欠損、借入金過多、保証債務、過去の実績等によりご利用いただけない場合もあります。

【問い合わせ先】

鹿児島商工会議所 中小企業振興部 TEL 099-225-9533

●公正採用選考のお願い

来る 9 月 16 日は新規高等学校卒業予定者の採用・選考開始日です。選考に当たっては応募者の適性と能力のみを基準とした公正な採用選考をお願いいたします。

次の事項について面接での質問、作文等を課すことは、就職差別につながるおそれがあります。

1. 本人に責任のない事項（本籍、親の職業や家庭環境等）
2. 本来自由であるべき事項（宗教、支持政党、尊敬する人物等）

なお、身元調査等も絶対に行わないようにしてください。

【問い合わせ先】

鹿児島労働局 TEL 099-223-8275



●『第56回 中央会通常総会』開催

当会の第56回通常総会が、5月25日(水)に会員並びに多数の来賓出席のもと、鹿児島市の城山観光ホテルにて開催された。

開会にあたり、岩田泰一会長が挨拶し、冒頭で東日本大震災に際し、会員の皆様から寄せられた多くの善意に感謝の意を述べ、被災地の皆様方の一日も早い復興、再建を祈念したうえで、「国内経済は、震災に伴う生産拠点の壊滅や供給ルートの寸断、さらには夏場の電力不足による生産力の低下により、景気回復の遅れが懸念されている。また、個人消費につ



岩田恭一 中央会会長



伊藤祐一郎 県知事



金子万寿夫 県議会議長

いても、エコカー補助金や家電エコポイント制度の終了に伴う反動低下が危惧され、加えて、円高に歯止めがかからず、原油が高騰傾向にあるなど、中小企業にとって厳しい状況が続くものと思われる。県内においても、ロ蹄疫や鳥インフルエンザの発生、新燃岳の噴火や豪雨災害等に端を発し、地域活力の低下が指摘されている。このような中、九州新幹線全線開通や全国都市緑化かごしまフェアは、鹿児島の魅力を発信する一助になった。本年度は、我々にとって従来にも増して、厳しい経営環境が予測され、中央会は中小企業の総合支援機関として、組合及び組合員企業への支援に加え、組合が持つ高いポテンシャルを活用し、組合の相互連携を推進し、新事業の創出等を目指す『組合間連携』に取り組むことにしている。中小企業が本来の持ち味を十分に発揮し、健全な経営活動がなされるよう、『時代の風に応える中央会』として、皆様と連携を深め、一致団結して業務の推進に取り組みたい」と述べた。

引き続き、伊藤祐一郎鹿児島県知事、金子万寿夫鹿児島県議会議長、森博幸鹿児島市長(代理)から来賓祝辞が寄せられ、県知事表彰や、叙勲・褒章受賞者への記念品の贈呈、中央会会長表彰などが行われた。

この後、議案審議に入り、平成22年度決算関係書類、平成23年度事業計画及び収支予算案などが提出され、満場一致で原案どおり承認可決された。

受賞を心よりお慶び申し上げます

(順不同・敬称略)

中央会会長表彰

●優良組合（5組合）

組合名	理事長名
鹿屋澱粉工業(協)	中原 浩一
鹿児島トラック事業(協)	有馬 泰祐
出水管工事(協)	竹田 行成
大隅砂利採取(協)	橋木 義信
種子島建築業(協)	芝 辰明



優良組合

●優良組合青年部（1組合青年部）

所属組合青年部名	会長名
鹿児島県生コンクリート(工)青年部	福谷 直哉



優良組合青年部

●組合功労者（15名）

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
三反田 義光	鹿児島県建設業(協)	理事	米盛庄 一郎	鹿児島県建設業(協)	理事
木元 繁	鹿児島県パン工業(協)	理事長	寺園 駿一	鹿児島県電気工事業(協)	理事
松尾 光明	鹿児島県遊技業(協)	理事	眞茅 誠	川辺地区木材事業(協)	理事長
川路 益満	鹿児島県左官業(協)	理事長	堀之内 庄二	川薩運輸事業(協)	理事長
上妻 建生	鹿児島県建築設計監理事業(協)	副理事長	大平 重隆	鹿児島県ビルリフォーム(協)	理事長
有馬 俊正	かもだ通り商店街(協)	監事	大迫 秀夫	鹿児島県運送事業(協連)	会長
土井 篤	出水協和自動車整備(協業)	理事長	鈴木 順子	(協業)ユニカラー	専務理事
三嶽 豊	太陽ガス(協業)	常務理事			



●組合優秀事務局専従者（15名）

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
久保和代	大島電気工事業(協)	事務局職員	桑原秀臣	鹿児島印刷工業団地(協)	組合製本事業部課長
上田彰彦	鹿児島市中央卸売市場青果食品(協)	事務局長	福森茂広	鹿児島県建設(協)	事務局長
川野博子	(協)鹿児島食品雑貨流通センター	事務局職員	富田博	隼人プロパンガス販売(協)	事務局長
東るみ	薩摩川内市管工事業(協)	事務局職員	村田暁	鹿児島県引越専門(協)	事務局職員
中野浩子	北薩材プレカット事業(協)	事務局職員	丸山栄子	鹿屋市一般廃棄物処理(協)	事務局職員
高橋幸代	エルピーガス指宿(協)	事務局職員	徳元真由美	(協)鹿児島県地理情報センター	事務局職員
上囿憲子	(協業)川内車検センター	事務局職員	原川浩恵	大海酒造(協業)	事務局職員
前田末鷹	いづろ商店街(振)	事務局長			



組合功労者



組合優秀事務局専従者

●永年勤続従業員（56名）



永年勤続従業員

鹿児島県知事表彰

●組合功労者（2名）

氏名	役職
小正芳史	鹿児島総合卸商業団地(協) 理事長
西川明寛	鹿児島県遊技業(協) 理事長



鹿児島県知事表彰受賞者

叙勲・褒章受章者への記念品贈呈

●叙勲3名 ●褒章5名

勲章	受章日	種別	氏名	役職
叙勲	平成22年春	瑞宝単光章	上別府 満	鹿児島県防水工事業(協) 前理事長
叙勲	平成22年秋	旭日双光章	中島 博夫	鹿児島県電気工事業(工) 理事長
叙勲	平成22年秋	旭日双光章	東 末春	鹿児島県物流運輸(協) 理事長
褒章	平成22年春	黄綬褒章	小林 正義	鹿児島県建築業(協) 理事
褒章	平成22年春	黄綬褒章	林 陽郎	鹿児島県建築設計監理事業(協) 理事
褒章	平成22年春	藍綬褒章	野元 一喜	鹿児島県ビルメンテナンス(協) 元理事長
褒章	平成22年秋	藍綬褒章	高田 秋穂	天神おつきや商店街(振) 前理事長
褒章	平成22年秋	藍綬褒章	林 讓	鹿児島県味噌醤油工業(協) 理事長



叙勲・褒賞受賞者

鹿児島県内の業界情報

(平成23年4月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

今年はいつまでも不順な天候が続いていて、まだ朝夕肌寒い日も多い。その為か需要の低迷状態を脱し切れてはいないが、何とか昨年並みで推移している。しかしながら、原材料高の状況は変わらず、加えて震災の影響が今後も懸念される。

酒類製造業

(平成23年3月分データ。単位k0・%)

区分	H22.3	H23.3	前年同月比	
製成数量	13,616.1	13,289.9	97.6	
移出数量	県内課税	5,692.6	5,480.8	96.3
	県外課税	7,209.7	6,594.9	91.5
	県外未納税	3,349.8	3,600.5	107.5
在庫数量	257,736.2	250,449.8	97.2	

漬物製造業

例年売れる時期であるが、きびしい。

蒲鉾製造業

東日本大震災・福島原発などの風評被害の為に観光客の減少で空港などの売上げが特に悪かった。ただし、市内で見るとデパートの小売は同月比同じ位の売上げであったので、少しは明るい見通しと思われる。全体で見るとマイナス6%であった。さつま揚げの輸出に関しては原発の為に、被爆していない証明が必要と聞いている。原材料は少し安くなり、C級でキロ当たり280円くらいで20円～30円安値で動いている。

鯉節製造業

昨年同時期より設備稼働率は少し多い。雇用人員も昨年より多い状況であるが、だんだん厳しくなってきた。

菓子製造業

新幹線の影響を受けている一部の大型店舗以外は相変わらず厳しい状況が続いている。

茶製造業

新茶の時期で、一年で最も活発に商取引が行われる。例年より生産量が少ないとの見方が広がっている。

大島紬織物製造業

5月3日～8日まで、博多アクロスで博多織青年部と鹿児島の大島紬青年部が合同展示会を開催。6月23日～26日は鹿児島の天文館で開催予定。

本場大島紬織物製造業

生産反数の減少に歯止めがきかない。

木材・木製品製造業

東日本大震災直後は活況だった製材製品市況が、4月末の市売りでは急に減速してきた。今回の震災禍による自粛ムードが牽引しているのか、着工延期や着工中止等に木産関係者も戸惑いを隠せない。併せて、今後の動きが読めないため、しばらくは沈滞ムードで流されるのか。例年連休明けの小動きにも期待できそうな風はなさそうである。

木材・木製品製造業

東日本大震災から約1ヵ月半が過ぎたのにも拘わらず、住宅資材市場の混乱が続いている。工務店や住宅メーカーは、断熱材、合板はもとよりサッシ類やキッチン資材など建設資材の

調達難に悩んでいる。市場では仮需の反動を警戒する声もあるが、足下は品薄による住宅の着工遅れや工期延長が起きている。当面混乱は続くものと予想され、自らアンテナを高くして状況をいち早くキャッチする姿勢が必要である。さて、新年度が始まり国や県の新しい助成制度の説明が始まっている。この中で注目すべきは、県が今年から始める「かごしま木の家づくり推進事業」だ。かごしま材を使用して家造りを行う建築主に対し、木材の使用量に応じ建設費の一部を助成する制度である。経済が混沌としている中、このような制度をうまく活用してビジネスのチャンスを拓けて頂きたい。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年比99.5%の111,732m³で、特に減少した地域は、鹿児島、指宿、川薩、種子島、屋久島、甑島であった。特に増加した地域は、加世田、宮之城、出水、始良伊佐、垂水桜島、南隅、奄美大島、奄美南部、沖永良部、喜界島であった。官公需は対前年比87.6%の52,120m³で、民需は対前年比112.9%の59,612m³であった。官公需総額を民需総額がはじめて上回る結果となった。各地区で官公需が前年を下回る結果となり、今後の業況が不安である。

コンクリート製品製造業

4月度の出荷トン数は6,499トンで前年度同月比109.0%であった。出荷量は鹿児島、川薩地区が増えており、これは新規に組合へ加入した社の影響が大きく、他地区は前年度と同等もしくは減少となり、特に大隅地区の減少が大きかった。4月度の受注は前年度同等である。

機械金属工業

特段の変化は見られない。

仏壇製造業

海外輸入仏壇内訳(主たる輸入国は、中国、ベトナム、タイ等)。平成23年1月23,072本、2月16,953本、3月17,995本、2011年累計58,020本。

印刷業

当然のことながら、いまだに東日本大震災の影響で、紙やインキ、印刷の材料の不足が各方面から聞こえてくる。全日本印刷工業組合連合会で義援金のとりまとめ要請も各県に出され、各事業所からも多く浄財が寄せられた。復興への期待も含めて、出来る範囲での支援を続けていきたい。

非製造業

卸売業

震災の影響から、業績に企業間格差が見受けられる。自動車関連は好調、繊維関連もやや回復、住宅資材関連は品薄感と先行不透明感から一進一退の状況。

中古自動車販売業

東日本大震災後、新車の生産ラインがストップし、供給不足に陥り、新車が売れないと中古車の発生が無く、玉不足になり中古車の価格が5%～10%程度高騰している。また、震災需要により50万円以下の軽自動車の動きが活発になり玉不足に拍車をかけ、今後が懸念される。

青果小売業

前月比 89.9%、前年同月比 82.6%

農業機械小売業

いろいろな要因はあると思われるが、昨年度(21年度)と比べ組合としての売上は上回ったものの、これは系列販売店によるところが大きい。中小の組合員は何が売れる商品なのか模索しながら農家との対話の中で販路を探している。大企業は、人材も財政的にも無理がきくが、中小販売店は資金的にも融資が止まればかなり厳しい経営となる。

石油販売業

東日本大震災後はフル生産を余儀なくされたものの、節約、自粛ムードが広がり、需要の冷え込み、供給過剰が表面化してきた。一方、価格は原油高騰でコストは上昇基調にあり、更に厳しい経営を強いられている。不採算店舗が増えつつあり、マーケットの動きが気になっている。

鮮魚小売業

3月に発生した東日本大震災は、回復に向けて動き出した。鹿児島にはその影響は無いと思われたが、福島原発の影響を受け、ブリ、カンパチ等鹿児島より中国、韓国等への輸出が困難になった。また原発の海水が流れ出し魚類市場へその影響が起らないことを願う。

商店街（霧島市）

4月売上高は前年比、減少の傾向であった。東日本大震災の発生で更に悪化した消費動向は大きいものとなり、飲食店などに収めている酒屋等は注文が来なかったり、飲食店が閉店するなど振わない状況である。また、小売りの面では衣料品の消費も不振が続き資金繰りも厳しい状況である。

商店街（薩摩川内市）

自粛ムードで中旬はまったく売れない。

商店街（鹿児島市）

3月11日に受けた東日本大震災の影響として7～10日程度の納期遅れがあったが、売上客数に影響はなかった。3月12日九州新幹線全線開業の前日に東日本大震災が発生し、イベント等自粛や買い控えムードが広がり心配されたが、4月中旬過ぎから自粛ムードも収まり、売上への影響は月計ではなかった。また、商店街への来街者も4月中旬から観光客が目立つようになった。

商店街（鹿屋市）

今月より新規に焼肉店と調剤薬局がオープンする。焼肉店は、まちの駅と協調し合いながら商店街の活性化に向け活動を開始する予定である。

商店街（鹿児島市）

通行量は増加。売上げは微増ではあるが上向きにある。

サービス業（旅館業／県内）

霧島新燃岳噴火の影響を受けた先々月、東日本大震災の影響を受けた先月に比べると売上減少の幅は小さくなってきたが、前年同月比では減少傾向が続いている。ゴールデンウィークの予約も例年より出足が悪かったが、日程の直近になって急に問合せが増え、昨年より予約が多く入っている施設が多いようだ。九州新幹線全線開業の効果が徐々に出て来ているように感じる。

美容業

業界の店舗間の格差が生じている。美容学校卒業生は県外からの求人に応じている傾向。一方、入学希望者はピーク時の半数となった。雇用環境の整備を促している。

旅行業

鹿児島県の旅行需要は景気低迷を背景とした

旅行・出張を手控えており、3月の新幹線全線開業に向け期待したものの、東日本大震災の影響で旅行の自粛ムードが広がり旅行業界も厳しい状況である。4月に入っても申し込み状況は伸びず、取扱い高は組合平均で71.3%である。ただ、ゴールデンウィークの宿泊状況・九州新幹線の予約状況等は明るい兆しが見えつつあるので前向きに捉えて期待したい。

建築設計業

文科省の耐震関連事業の補助率嵩上げが平成23年度で終わることから、今年度は改築工事や補強工事が主になると思われ、建築設計業界は厳しい状況が予想される。また、鹿児島地区の22年度企業倒産(負債総額1,000万円以上、東京経済(株)鹿児島支店)は61件で、負債総額171億2,700万円と平成に入り最少となったが、建設業は32件と過半数を占め、依然不況業種に変わりが無い状況である。ただ、2月の県内住宅着工戸数が前年同月比23.7%の762戸と2カ月続けてプラスとなり、前月比でも8.4%増となったことから、民間工事の持ち直しに期待している。

自動車分解整備・車体整備業

4月に入ってから極端に暇になった。最近また燃料が高騰してきた為、車の利用に影響がありそうだ。

内装工事業

4月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比146.0%で増加、壁装ラベル対前年同月比54.1%で減少、じゅうたん等ラベル対前年同月比117.5%で増加した。全体の売上額は昨年並みだったが、公共事業も少なく、東日本大震災の影響を少なからず受けている。今後の見通しが全く把握できない状況である。

建設業（鹿児島市）

3月の東日本大震災により、鹿児島で施工する工事の建設資材が東北地方へ行くとの事で、工事施工に大きな影響が出そうである。また、鹿児島で公共工事補正の20%以上が東北に流れ今後の事業費は極端に減少することが懸念され不安である。

建設業（出水市）

生コン組合との共同購入事業について、生コン組合より解約の申し入れがあり、3月31日を以って生コンの共同購入をやめると理事会で決議。

建設業（曾於市）

公共事業の減少と建築資材の高騰などにより依然として厳しい状況である。

貨物自動車運送業

原油高騰で燃料の単価が上昇して、かなり厳しい状況であった。荷動きについては、東日本大震災の影響で青果物・食肉などの出荷は順調に推移した。

運輸業（個人タクシー）

3月11日の東日本大震災の影響を受け、新幹線乗車率の低下等思った程の効果はなかった。しかし、4月末の連休に入ったら乗車率も上昇していると思われる。今後期待できるのではないか。

倉庫業

東日本大震災により、千葉県以北の輸入港が大打撃を受け穀物類の保管倉庫が全壊状態にある。飼料用については西日本の輸入港を利活用して東北・関東エリアをカバーするよう政府が対策を行っている。鹿児島県内港でも荷役が増加しているが、主食、加工用は微増か平年並みの状況にある。

中央会関連主要行事予定

平成23年7月	
30日(土) 9:00	中央会青年部会ソフトボール大会 鹿児島市「鹿児島ふれあいスポーツ ランド」
平成23年8月	
19日(金) 13:30	レディス交流会 鹿児島市「城山観光ホテル」
平成23年9月	
4日(日) 11:00	かごんまわっぜかフェスタ '11 鹿児島市「天神おつきや商店街 ぴらも〜る」



取引先の突然の倒産。
そんなときあなたを守る安心の共済です。

経営セーフティ共済の ご紹介

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止
共済制度の愛称です。

「経営セーフティ共済」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態（連鎖倒産）又は、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で、回収不能額を上限に、共済金の貸付けを受けることができる共済制度です。

- ◆最高3,200万円の共済金貸付が受けられます。
- ◆共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です。
- ◆税法上の特典も有ります。
- ◆一時貸付金制度もご利用できます。
- ※ 共済金貸付限度額が8,000万円に上げられる予定

お申し込みは
鹿児島県中小企業団体中央会 連携支援課まで
TEL 099-222-9258

中小企業かごしま (平成23年度 活性化情報第1号)

平成23年6月10日発行

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 岩田泰一

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

印刷所 株式会社朝日印刷